

【令和7年4月改訂版】

特別支援学校・特別支援学級にかかわる

# 就学事務の手引

～適切な就学に向けた支援の充実をめざして～



令和7年4月

高知県教育委員会



## まえがき

近年、高知県においても、時代の進展とともに、特別支援教育を障害のある子供の教育だけでなく、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとっても、重要な役割を担うものであると考えてようになってきています。

そうした特別支援教育の推進に伴い、インクルーシブ教育システムの構築が進められ、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校等において、発達障害を含めた障害のある子供たちが多く学んでおり、小・中学校等の通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要であると考えています。

また、特別支援学校においては、重複障害者である子供も多く在籍しており、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援の重要性がより強く求められているところです。

このようなことを踏まえ、障害のある子供の就学相談や就学先の検討等の支援については子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため「教育支援資料」（平成25年10月）に基づき、各市町村等教員委員会や学校等と連携を密にして対応してきたところです。

今般、国において「教育支援資料」の内容について、障害のある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂が行われ、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組が詳説されるとともに、名称についても「障害のある子供の教育支援の手引」と改定されました。最近では、病気療養児等の遠隔授業に関する法令の整備が進められ、入院中や在宅療養中であっても学習ができる環境が整えられました。

本書は、令和4年8月に作成した「就学事務の手引」改訂版をもとに、入院中の児童生徒や医療的ケア児の就学に関わる留意事項を追記し、詳細を就学に関するQ&Aに記載しました。また、これまで相談いただいた質問の中から、他の市町村(学校組合)教育委員会においても参考となる内容についてもQ&Aに追記しました。市町村等の教育委員会等で就学事務に携わる方々や関係者において、障害のある子供の適切な就学等に関する手続を円滑に実施していくために参考にしていただき、障害のある子供一人一人の特別なニーズに応じた教育の充実のためにご活用いただければ幸いです。

高知県教育委員会事務局

局

特別支援教育課



# 目 次

I	「就学事務の手引」の改訂にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援のために・・・・・・・・・・	P 2
III	教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場・・・・・・・・・・	P 2
	1 特別支援学校	
	2 特別支援学級	
	3 通級による指導	
	4 通常の学級における特別な指導	
IV	障害のある児童生徒の就学先の決定について・・・・・・・・・・	P 4
	1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方	
	2 特別支援学校への就学	
	3 小・中学校等への就学	
	4 その他の就学に関することについて	
	5 特別支援学校の障害の程度	
	6 特別支援学級の障害の程度	
	7 通級による指導の障害の程度	
V	早期からの一貫した支援について・・・・・・・・・・	P 9
	1 教育相談体制の整備	
	2 個別の教育支援計画等の作成	
	3 就学先等の見直し	
	4 教育支援委員会等の設置	
VI	県立特別支援学校の入学・転学・退学・通級による指導に関する就学事務について	P 12
	手続1（小中⇔特支）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
	① 翌年度の当初から県立特別支援学校に入学する場合 ※留意事項を追記（医療的ケア）	
	② 年度途中で小中学校等から県立特別支援学校へ転入する場合※留意事項を追記（入院時）	
	③ 年度途中で県立特別支援学校から小中学校等へ転出する場合	
	手続2（高等学校⇔特支）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
	① 高等学校から県立特別支援学校高等部へ転学する場合	
	② 県立特別支援学校高等部から高等学校へ転学する場合	
	手続3（特支⇔特支）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 17
	① 県立特別支援学校間で転学する場合（小・中学部）	
	② 県立特別支援学校間で転学する場合（高等部）	
	手続4（県外⇔特支）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
	① 県立特別支援学校から県外の特別支援学校に転出する場合（小中・転居を伴う場合）	
	② 県外の特別支援学校から県立特別支援学校に転入する場合（小中・転居を伴う場合）	
	③ 県立特別支援学校から県外の特別支援学校に転出する場合（高等部）	
	④ 県外の特別支援学校から県立特別支援学校に転入する場合（高等部）	

手続5 (区域外就学) . . . . . P 23

- ① 県外から、県立特別支援学校に区域外就学を行う場合
- ② 本県から、県外の特別支援学校に区域外就学を行う場合
- ③ 県外等の特別支援学校へ区域外就学した者の終了
- ④ 県外等より本県の特別支援学校への区域外就学が終了した場合

手続6 (通級による指導(病弱)) . . . . . P 27

- ① 病弱特別支援学校における通級の指導を受ける場合
- ② 病弱特別支援学校における通級の指導を終了する場合
- ★特別支援学校転・入学・区域外就学等 様式1～様式12 (P29～P58)
- ★特別支援学校(病弱)通級による指導 参考様式1～2 様式1～6 (P59～P67)
- ★各種様式 記入のポイント及び記入例 (P68～P88)

VII 特別支援学級への入学・転学・退学に関する就学事務について . . . . . P 89

- 1 入学時に特別支援学級に入級する場合、または、児童生徒が年度替わりに特別支援学級に入級する場合
- 2 児童生徒が年度途中で特別支援学級へ入級する場合
- 3 児童生徒が年度途中で特別支援学級から通常学級へもどる場合
- ★特別支援学級編制計画書 第1号様式～第6号様式 (P93～P109)
- ★特別支援学級編制計画書 記入のポイント (P110～P117)
- ★参考：小・中・義務教育学校が実施する通級による指導について (P118)

VIII 障害のある子供の就学事務に関するQ&A . . . . . P119

(追記：医療的ケア児の就学までの流れについて P123)

IX 就学事務に係る参考資料(法令・通知等) . . . . . P126

- ◆参考資料1 高知県障害者教育支援委員会規則 . . . . . P127
- ◆参考資料2 高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項 . . . . . P130
- ◆参考資料3 学校教育法施行令(一部抜粋) . . . . . P135
- ◆参考資料4 学校教育法施行令の一部改正について(通知) . . . . . P142
- ◆参考資料5 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知) . . . . . P146
- ◆参考資料6 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について(通知) . . . . . P153
- ◆参考資料7 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) . . . . . P157
- ◆参考資料8 小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知) . . . . . P162
- ◆参考資料9 高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について(通知) . . . . . P168
- ◆参考資料10 県内特別支援学校一覧 . . . . . P172

【参考・引用文献】

- ・障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 令和3年6月(文部科学省)
- ・「子供のニーズに応じた教育的支援のために」 平成25年12月6日

全国特別支援教育推進連盟(文部科学省委託)



## I 「就学事務の手引」の改訂にあたって

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本では、平成19年9月に同条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて法整備が進められました。そして、平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布、平成25年4月には「障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）」の施行、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されたことに伴い、平成26年1月20日に正式に批准・締結され、同年1月22日に公布及び告示されました。

文部科学省においては、今後の我が国の特別支援教育について、中央教育審議会初等中等教育分科会において審議が進められ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」として報告されました。これを踏まえて、平成25年9月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、就学の仕組みが改められています。また、令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」において「教育支援資料」（平成25年10月）の内容を充実すべきとの提言を受け、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに内容の改定が行われました。

この新たな手引では、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市町村等の教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら、就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載しています。具体的には、「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的な考え方が整理されました（第1編関係）。また、従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを再構成し、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しの順に詳説されています（第2編関係）。そして、「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項の記載が充実されています（第3編関係）。別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」においては、小・中学校等における医療的ケア児の受け入れに際し、就学に関わる関係者の全てが理解しておくべき基本的な考え方等が示されています。

これまでと同様、障害のある児童生徒の就学先の決定については、市町村等の教育委員会が、早期から保護者等への十分な情報提供を行いながら、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の理念のもと、「教育支援委員会」において十分な検討を行い、その結果をもとに慎重に決定していく必要があります。障害のある子供へ

の支援環境やその在り方が改めて問われている今、適切な就学に向けての支援のために「就学事務の手引」の改訂を行いました。

## Ⅱ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援のために

教育的ニーズに応じた特別な指導及び支援が必要な児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培う必要があります。

そのような必要性から用意された学校教育の一分野を、我が国では「特別支援教育」といいます。特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒だけでなく、特別な支援が必要な児童生徒の全てが対象です。長期的な視点に立ち一貫した教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、保護者や関係機関と連携・協力を図りながら一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものです。教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切です。

## Ⅲ 教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場

### 1 特別支援学校

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障害に応じた特別の指導を行っています。

例えば、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっており、子供の状態や経験等に応じて各教科の指導内容、指導方法を工夫しています。また、障害による学習上又は生活上の困難な状態の改善・克服をねらいとした自立活動の指導を行っています。（本県の特別支援学校と対応する障害については、参考資料8参照）

### 2 特別支援学級

小・中学校等の特別支援学級では、児童生徒一人一人の障害を正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や支援が行われています。

特別支援学級には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級があります。特別支援学級では、小・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程を編成して指導を行っています。

### 3 通級による指導

小・中学校及び高等学校において、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な場所（いわゆる「通級指導教室」など）で行う教育の形態です。

通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

※本県の小・中学校においては、言語障害者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）を対象に通級による指導を行っています。また、令和元年度から、病弱の特別支援学校でも通級による指導を開始しています。

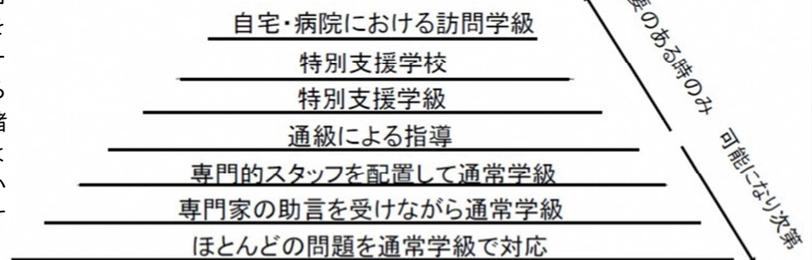
### 4 通常の学級における特別な指導

小・中学校及び高等学校の通常の学級においても、障害のある児童生徒や特別な支援を必要としている児童生徒については、一人一人の子供の実態に応じて指導内容、指導方法を工夫することとされています。

各学校では、特別支援教育学校コーディネーターが関係機関との連絡調整や校内委員会の推進役として活動するなど、個に応じた指導を具体的に進めています。

#### 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

特別な教育的ニーズにある児童生徒に対して、基本的には同じ場で共に育つ教育を追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備。単に場を一緒にするのではなく、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意することが必要。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省）より



## IV 障害のある児童生徒の就学先の決定について

### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、保護者や専門家の意見を聴取したうえで、障害の状態、教育に必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況などを勘案して、適切な就学先を決定します。

#### (2) 就学に関する手続き等についての情報の提供

市町村等の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行う必要があります。

#### (3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村等の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しつつ、併せて本人の教育を第一に考える姿勢を保つ必要があります。

### 障害のある子供の学びの場の決定について —教育委員会の取組—

#### 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）

##### 市区町村教育委員会

##### 【就学前からの健康診査との連携】

- ・ 1歳6か月健診、3歳児健診
- ・ 自治体によっては5歳児健診も活用可能

##### 【就学に関する事前の相談・支援】

- ・ 本人及び保護者への十分な情報提供、啓発資料の作成と活用
- ・ 就学説明会の実施
- ・ 障害のある子供の早期発見と早期支援
- ・ 個別の教育支援計画の活用による支援
- ・ 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）
- ・ 対象となる子供の行動等の観察
- ・ 学校見学や体験入学の実施
- ・ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定 等

##### 【就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有】

- ・ 個別の教育支援計画の作成の開始

#### 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

##### 市区町村教育委員会

- 10月1日時点の学齢簿を作成（10/31まで）
- 就学時健康診断（11/30まで）
- 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

○教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

- ・教育的ニーズを整理する際の3観点（障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）

**市区町村教育委員会**

**教育支援委員会等（市区町村教育委員会）による専門家からの意見聴取**

○令第22条の3及び第756号通知の障害の状態等に該当する子供の就学先となる学校や学びの場を検討

**【検討すべき総合的な観点】**

- ・障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見（可能な限り意向を尊重）、専門家の意見、その他の状況
- 保護者との合意形成に努める ※合意形成に至らない場合は調整が必要

**市区町村教育委員会**

**○教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を踏まえ、市区町村教育委員会が総合的に判断し、最終的な決定を行う。**

※22条の3該当か否か及びどの学校や学びの場であるか。

- 22条の3非該当及び22条の3該当で、認定特別支援学校就学者ではないとされた場合
  - ・市区町村教委において具体的な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）をさらに検討

- 22条の3該当で、認定特別支援学校就学者とされた場合
  - ・市区町村教育委員会から都道府県教委に対し、認定特別支援学校就学者であることの報告（12月末まで）

**都道府県・市区町村教育委員会**

○保護者に対し、入学期日等の通知（1月末まで）

- ・地域の学校の場合、市町村→保護者（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）
- ・特別支援学校の場合、県→保護者（学齢簿には副次的な籍を記載）

**入学前後の支援**

**都道府県・市区町村教育委員会**

**【入学に至るまでの様々な教育相談・移行支援】**

- ・情報の引き継ぎ（個別の教育支援計画の作成等）

↓

[ 入 学 ]

↓

**【就学後の学びの場の柔軟な見直し】**

- ・個に応じた適切な指導の充実
- ・子供の教育的ニーズの変化の的確な把握
- ・継続的な教育相談の実施
- ・在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更
- ・関係者会議などを通し、子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先等を柔軟に見直す（総合的判断）
- ・学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～参考資料」（文部科学省）より

## 2 特別支援学校への就学

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3「5 特別支援学校の障害の程度（P7～8）」に規定する程度の者のうち、市町村等の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者が対象となります。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

## 3 小・中学校等への就学

### (1) 特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害で、その障害が「6 特別支援学級の障害の程度（P8）」に規定する程度の者で、市町村等の教育委員会が特別支援学級に就学させることが適当であると認める者が対象となります。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

### (2) 通級による指導

通級による指導を行う場合は、その障害が「7 通級による指導の障害の程度（P9）」に規定する程度の者で、市町村等の教育委員会が、通級による指導を受けることが適当であると認める者が対象となります。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮する必要があります。

※ 学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が小・中学校等に就学するに当たっては、小・中学校等において適切な教育を受けるための合理的配慮がなされることに留意してください。

合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)

## 合理的配慮の観点

### 【「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法】

#### <①-1 教育内容>

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

#### <①-2 教育方法>

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

### 【「合理的配慮」の観点② 支援体制】

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

### 【「合理的配慮」の観点③ 施設・設備】

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）における合理的配慮を提供するに当たっての観点より

## 4 その他の就学に関することについて

### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行います。

### (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行います。

## 5 特別支援学校の障害の程度（学校教育法施行令）

**第二十二條の三** 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

## 6 特別支援学級の障害の程度

(障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障害の程度
知的障害者	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

自閉症・情緒障害者	<p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
-----------	--

## 7 通級による指導の障害の程度

区分	障害の程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
肢体不自由者 病弱者及び 身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

※高知県では、小・中・高等学校において、言語障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、特別支援学校において、病弱及び身体虚弱者を対象とした通級指導教室を設置しています。

## V 早期からの一貫した支援について

### I 教育相談体制の整備

市町村等の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要です。

高知県教育委員会は、市町村等の教育委員会における教育相談体制の整備を支援するために、各市町村等教育委員会の障害のある子供の就学等事務の担当者及び県立特

別支援学校の教育相談等の担当者並びに県教育委員会事務局が一堂に会し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた適切な就学の推進を図るため、課題の共有と就学に関する協議や連絡会を行っています。

## 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが大切です。

このような観点から、市町村等の教育委員会においては、認定こども園、幼稚園、保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画、障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、小・中学校等や特別支援学校へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当とされています。

高知県においては、幼稚園・保育所、小・中学校等において作成された個別の教育支援計画や「つながるノート」(個別の教育支援計画・個別の指導計画が含まれる)、「引継ぎシート」を活用しながら校種間での引継ぎを推進しています。

## 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者が共通理解をしておくことが大切です。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが重要です。

## 4 教育支援委員会等の設置

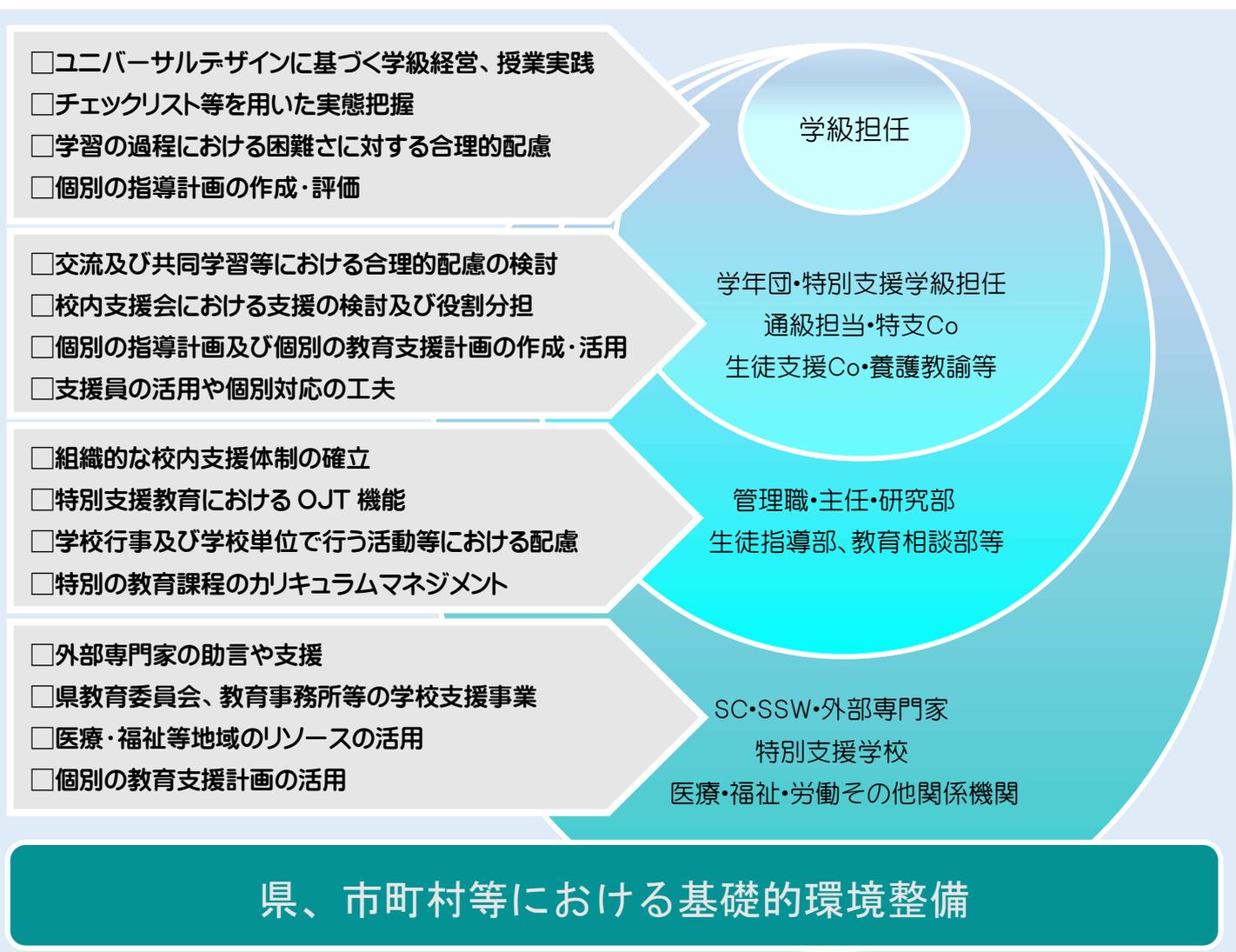
改正令に基づき市町村等の教育委員会は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うようにします。そのためには、専門家の意見を聴取することが必要であり、また、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から多角的、客観的に検討することが必要であるため、調査・審議機関（以下「教育支援委員会」という。）を設置することが重要とされています。



# インクルーシブ教育の実現に向けた校内支援体制

障害等のある子供の指導内容や指導方法、学びの場は、障害の種類や程度によって一律に決定されるものではありません。特別支援教育において大切なことは、一人一人の障害の状態等により学習上又は生活上の困難が異なることに留意し、個々の教育的ニーズを整理したうえで、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。

インクルーシブ教育の実現を可能とするためには、全ての教職員が特別支援教育を理解し、それぞれの立場で特別支援教育の視点をもって教育活動に取り組むことが大切です。



校内支援体制が充実することで、学校が障害等のある児童生徒にとって安心して学べる居場所となります。そのためには、障害等のある子供が在籍する学級担任を軸に支援の幅が広がり、全ての教育活動で子供のニーズに合った支援や配慮が提供されることが大切です。

また、大学教員や医療・福祉関係の専門家より支援に関するアドバイスを受けたり、地域の特別支援学校の支援を活用したり、外部機関等と連携することにより、さらに多角的に支援を充実させることが必要なケースもあります。特に、児童生徒の学びの場の変更等を検討する際は、校内支援体制の充実を図ったうえで、外部専門家等の助言等を生かしながら、個別の指導計画の目標、指導内容、評価を見直していく取組が重要です。

VI 県立特別支援学校の入学・転学  
・退学・通級による指導に関する  
就学事務について

## 手続 | ① 翌年度当初から県立特別支援学校に入学する場合

### ◆該当するケース

- (ア) 県立特別支援学校に小学部 1 年生として入学する場合
- (イ) 年度替わりに小中学校から、県立特別支援学校に転入する場合（中学部 1 年への入学を含む）

### ◆就学手続の流れ

① 市町村教育委員会は、保護者への多様な学びの場に関する情報提供

② 市町村等教育委員会は、保護者の意向の確認及び、対象児の障害に関する情報収集  
※保育園等からの聞き取り、特別支援学校の教育相談、医師からの聞き取り等  
※対象者の障害の状態等により、必要がある場合には、県教育委員会特別支援教育課に相談

③ 市町村教育支援委員会による審議・判断・助言

④ 市町村教育支援委員会による審議・判断・助言をもとに、市町村教育委員会としての判断を行い、保護者との合意形成を図る。

⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会への該当者調書（様式 1）及び学齢簿の謄本（様式 2）を提出  
就学の前年度 12 月末日までに提出を厳守！

⑥ 県教育委員会は、入学通知書（様式 3 - ①～③）を、保護者、市町村教育委員会、特別支援学校長に通知

⑦ 特別支援学校は、保護者への入学案内等を送付

⑧ 市町村教育委員会は、学齢簿に記載

### ◆留意事項

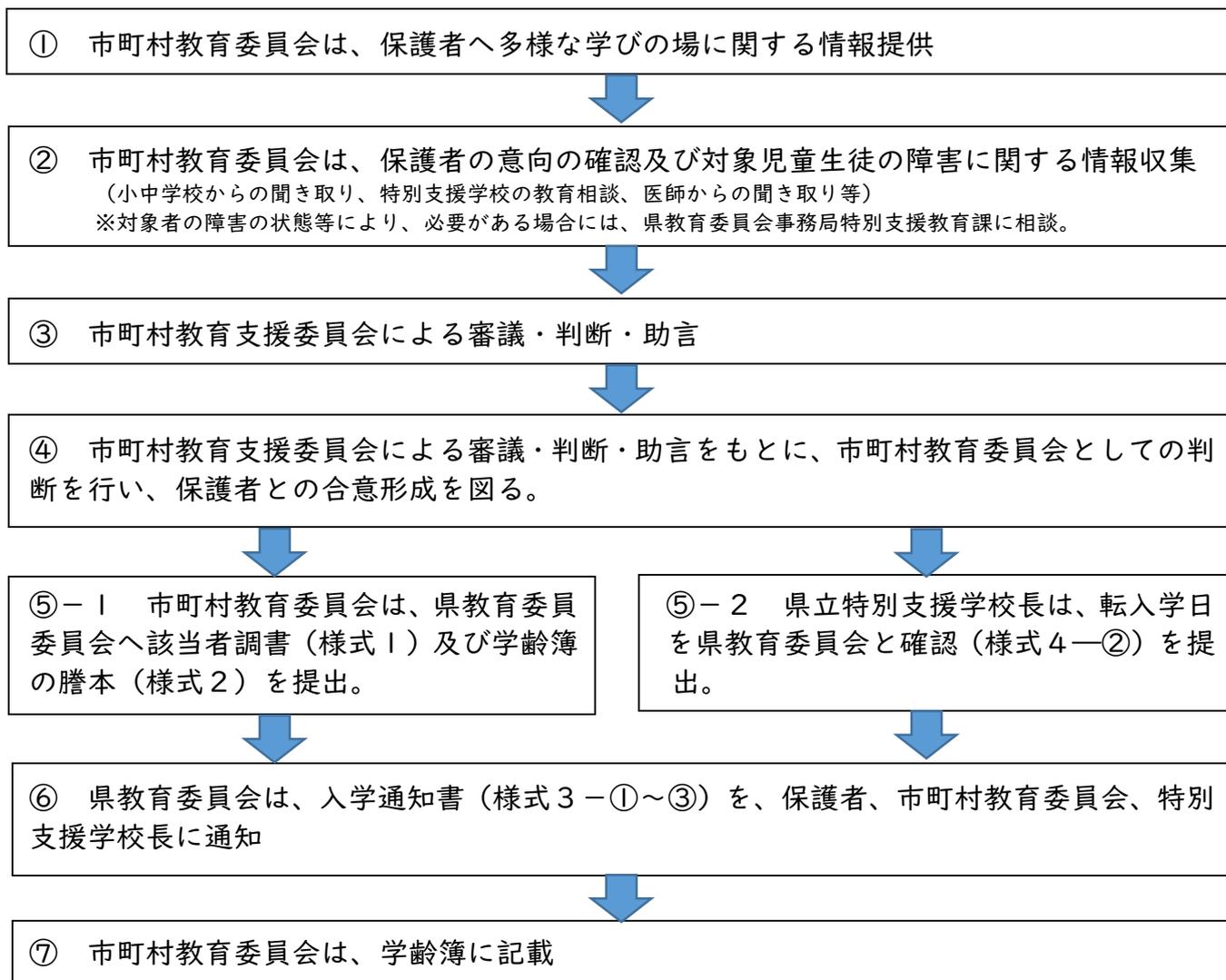
- ・（ア）の場合には、学齢簿作成（10 月末まで）、就学時健康診断（11 月末まで）を行います。
- ・⑤の提出期限（12 月末日）は法令（学校教育法施行令第 11 条）で定められています。
- ・該当者調書（様式 1）の作成にあたっては、「記入のポイント及び記入例（P 69, 70）を参照してください。
- ・市町村教育委員会は手続を進めるにあたり、県教育委員会への情報提供をお願いします。
- ・特に、学校における医療的ケアが必要な児童生徒については、医療的ケア実施までに準備及び手続きが必要であり、市町村教育委員会、県教育委員会、県立特別支援学校間で早期からの情報共有が重要です。医療的ケア児の就学事務については Q&A [Q12](#)（P 122）を参照してください。

## 手続 1-② 年度途中で小中学校等から県立特別支援学校へ転入する場合

### ◆該当するケース

- (ア) 障害の状態の変化等により、特別支援学校へ転入する場合
- (イ) 入院等により、特別支援学校へ転入する場合

### ◆就学手続の流れ



### ◆留意事項

- ・年度途中の転入は、上記(ア)(イ)の場合となっています。詳しくは、Q&A **Q14** (P123) を参照してください。
- ・(イ)で医療機関に入院している場合の対応については、Q&A **Q16** (P125) を参照してください。
- ・国立大学法人及び私立小中学校からの転入の場合も、居住する市町村教育委員会が手続を進めていきます。
- ・市町村教育委員会は手続を進めるにあたり、県教育委員会への情報提供をお願いします。

## 手続Ⅰ-③ 年度途中で県立特別支援学校から小中学校等へ転出する場合

### ◆該当するケース

(ア) 視覚障害者等でなくなった場合

(イ) 障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の状況等の変化により、小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合

### ◆就学手続の流れ

① 県立特別支援学校長は、転学について県教育委員会へ情報提供

※情報提供後、転出先の学校長と連絡を取り、転出日等について確認後、県教育委員会へ再度情報提供。

② 県教育委員会は、市町村教育委員会へ情報提供

③ 市町村教育委員会は、該当の小・中学校長へ連絡、確認

④ 県教育委員会は、市町村教育委員会と転出日等について確認

⑤ 県立特別支援学校長は、該当者調書〔転出〕(様式4-①・③)を作成し、県教育委員会に提出

⑥ 県教育委員会は、市町村教育委員会へ転学該当者について通知(様式5)

⑦ 市町村教育委員会は、保護者へ該当の学校への入学を通知

⑧ 市町村教育委員会は、学齢簿に記載

### ◆関係法令等

・学校教育法施行令第5条、第6条

## 手続 2 - ① 高等学校から特別支援学校高等部へ転学する場合

### ◆該当するケース

(ア) 障害の状態の変化等により、特別支援学校への転学を希望する場合

### ◆就学手続の流れ

① 高等学校長は、県教育委員会及び当該特別支援学校長に連絡

② 特別支援学校長は、別添判定資料（様式 12）を作成し、県教育委員会に提出

③ 県教育委員会は、高知県障害者教育支援委員会において、審議・判断を行い、その結果を特別支援学校長に通知

④ 特別支援学校長は、入学を許可した場合、県教育委員会に生徒の異動を報告

### ◆留意事項

- ・教育課程等により、途中転入学が認められない場合があります。詳細は、Q & A **Q15** (P124) を参照してください。
- ・障害の状態が改善した場合の対応（前籍校への転出の可否）等についても、学校間で十分に検討しておくことが大切です。

## 手続 2 - ② 県立特別支援学校高等部から高等学校へ転学する場合

### ◆該当するケース

(ア) 障害の状態の改善等により、前籍校への転学を希望する場合

### ◆就学手続の流れ

① 特別支援学校長は、県教育委員会及び当該高等学校長へ連絡

② 学校長間で、転入学期日等を確認

③ 特別支援学校長は、県教育委員会に生徒の異動の報告

### ◆留意事項

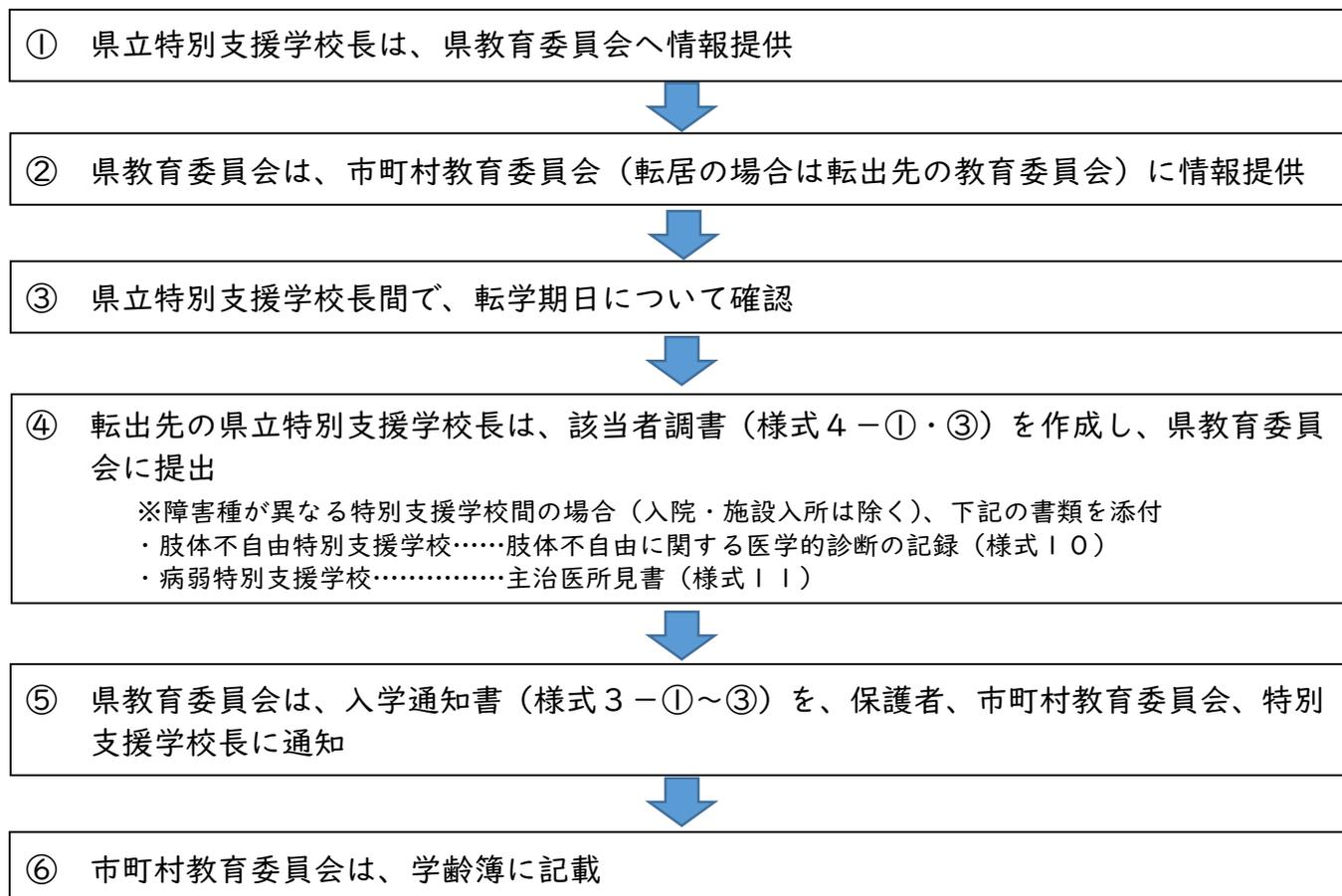
- ・教育課程等により、途中転入学が認められない場合があります。

## 手続3-① 県立特別支援学校間で転学する場合（小・中学部）

### ◆該当するケース

- (ア) 転居等に伴い転学する場合
- (イ) 障害の状態の変化やその他事情による場合（転居を伴わない）

### ◆就学手続の流れ



### ◆留意事項

- ・年度途中の転入は、上記（ア）（イ）の場合となっています。詳しくは、Q&A **Q14**（P123）を参照してください。
- ・県立以外の特別支援学校から転学をする場合は、**手続1-②、③** に沿って進めます。

### ◆関係法令等

- ・学校教育法施行令第11条の3、第16条



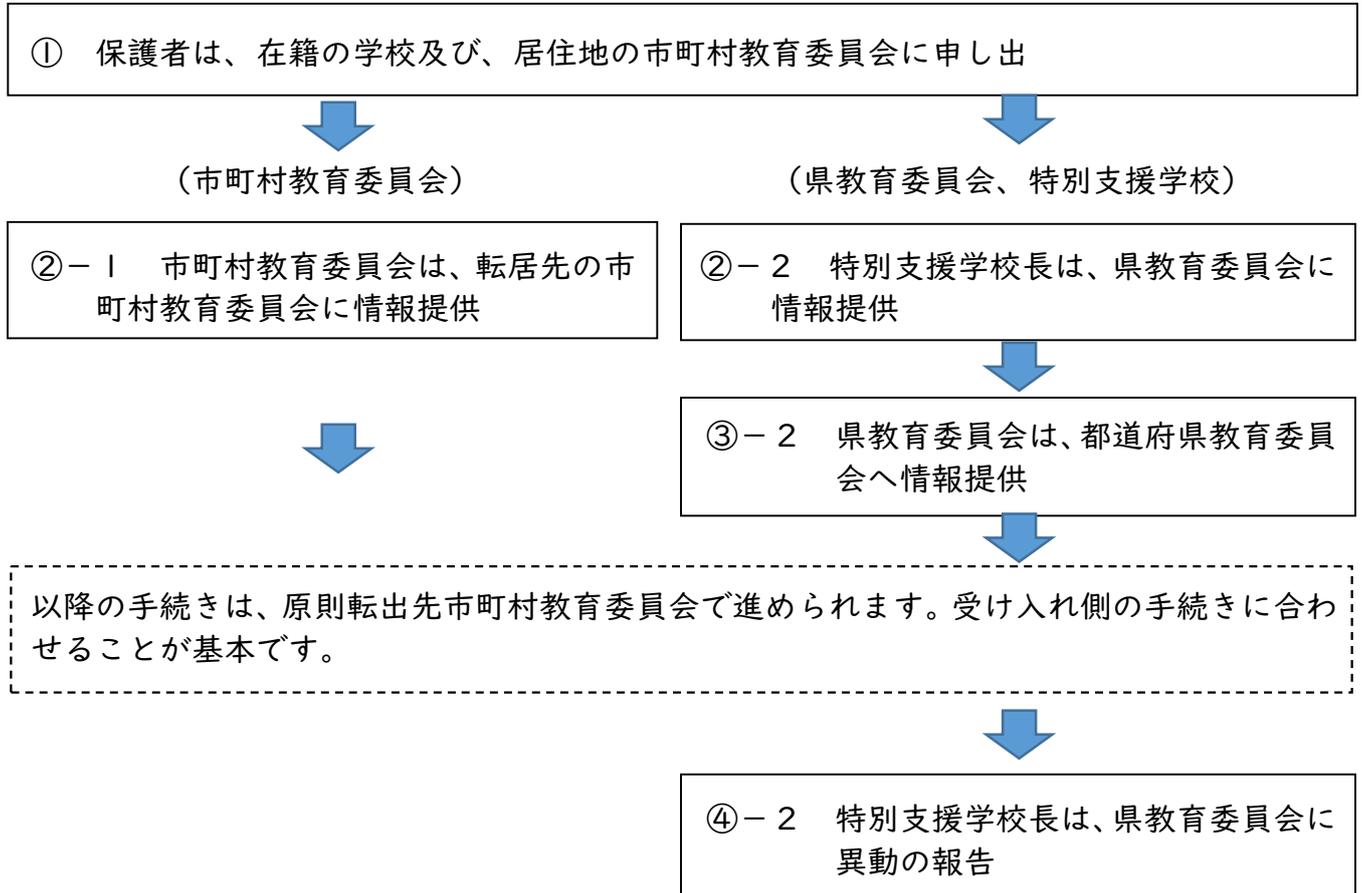


## 手続4－① 県立特別支援学校から県外の特別支援学校に転出する場合（小中：転居を伴う場合）

### ◆該当するケース

（ア）転居に伴い、県立特別支援学校（小・中学部）から県外の特別支援学校に転出する場合

### ◆就学手続の流れ



### ◆留意事項

- ・手続を進めるにあたっては、転出先の都道府県教育委員会へ情報提供することについて、保護者の承諾をとるようにします。

## 手続4-② 県外の特別支援学校から県立特別支援学校に転入する場合（小中：転居を伴う場合）

### ◆該当するケース

（ア）転居に伴い、県外の特別支援学校（小・中学部）から、県立特別支援学校に転入する場合

### ◆就学手続の流れ

① 該当児童生徒について、転居前の市町村教育委員会は、転居先の市町村教育委員会に情報提供

※都道府県教育委員会間の情報提供の場合もある。



② 他都道府県の特別支援学校長は、転居先の当該特別支援学校長へ連絡



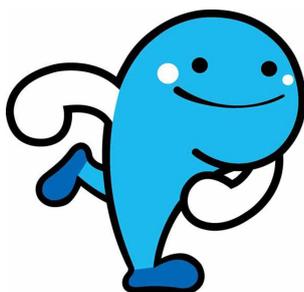
③ 転居後、速やかに市町村教育委員会は学齢簿を作成



以降の手続きは、**手続1-②**（P14）に準じて行う。

### ◆留意事項

- ・原則、転居先（受け入れ側）の市町村教育委員会が就学先の決定をします。そのため、手続は、**手続1-②**（P14）と同じ流れとなります。
- ・県外からの転入の場合は、十分に相談ができないことも考えられます。その場合でも、教育委員会間で十分連絡を取り合い、直接相談ができない状態を補完するように努めることが必要です。  
（Q&A**Q5**（P120）参照）
- ・市町村から県への情報提供をお願いします。



## 手続4－③ 県立特別支援学校から県外の特別支援学校に転出する場合（高等部）

### ◆該当するケース

（ア）転居に伴い、本県の特別支援学校（高等部）から、他県の特別支援学校に転出する場合

### ◆就学手続の流れ

① 保護者は、在籍の学校長に申し出



② 特別支援学校長は、県教育委員会へ情報提供



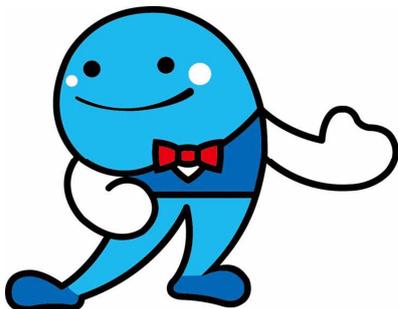
③ 県教育委員会は、転出先の都道府県教育委員会へ情報提供



※ 以降の手続は、受け入れ側に合わせて進めていきます



④ 県立特別支援学校長は、県教育委員会に生徒の異動の報告

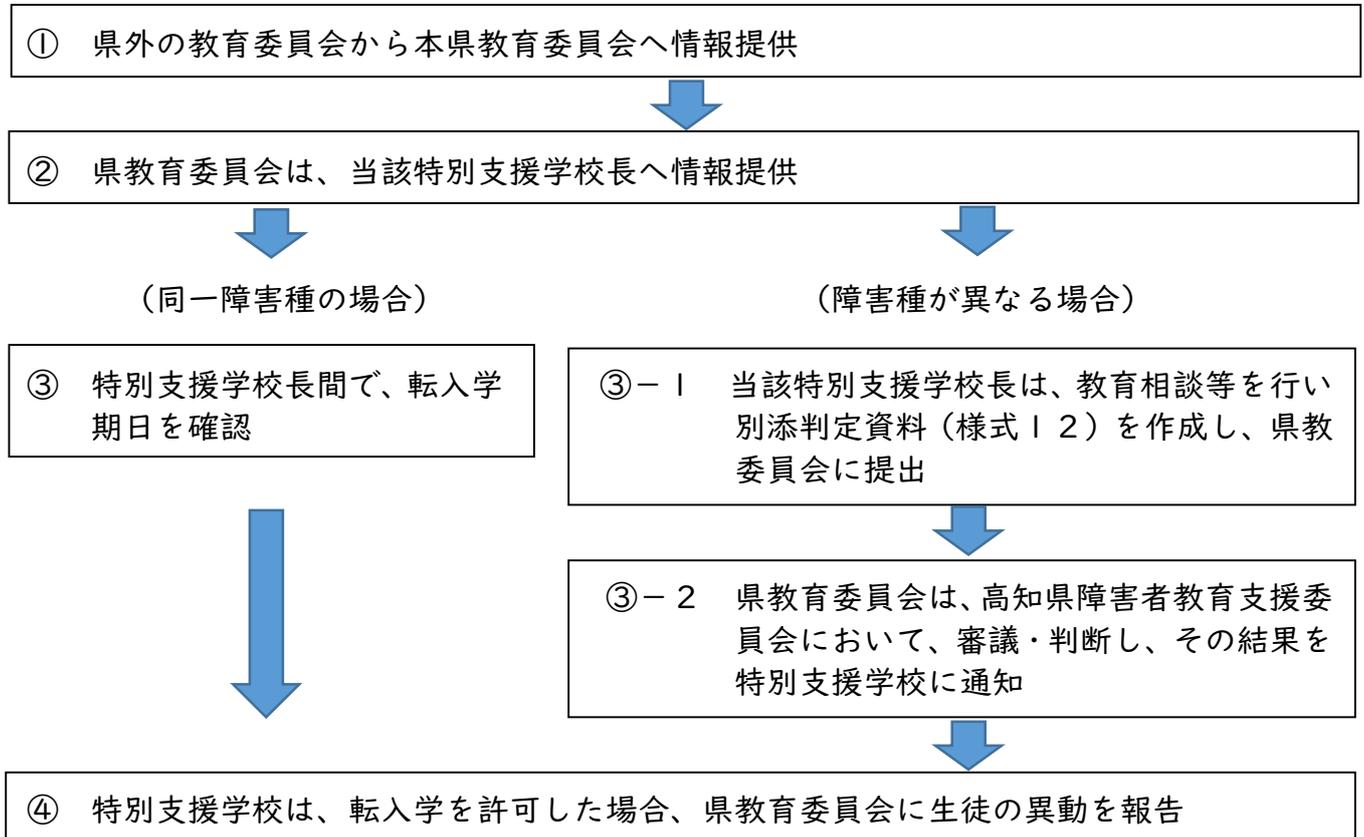


## 手続4-④ 県外の特別支援学校から県立特別支援学校に転入する場合（高等部）

### ◆該当するケース

（ア）転居に伴い、県外の特別支援学校（高等部）から本県の特別支援学校に転入する場合

### ◆就学手続きの流れ



### ◆留意事項

- ・転入学にあたって、前籍校とは次の手順で進めてください。
- 転入学先の校長は、保護者及び本人の意思を確認する。
- 転入学先の校長は、前籍校に対して入学にあたっての必要事項を文書で依頼する。

## 手続5－① 県外から、県立特別支援学校に区域外就学を行う場合

### ◆該当するケース

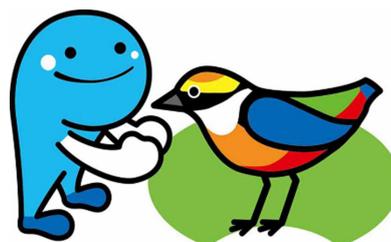
(ア) 入院等に伴い、他県から県立特別支援学校に区域外就学を行う（転居を伴わない）場合

### ◆就学手続の流れ

- ① 保護者は、居住地の市町村教育委員会へ、本県教育委員会あての区域外就学承諾願書（様式6）を提出
- ② 居住地の市町村教育委員会は、本県へ区域外就学承諾願書（様式6）、区域外就学の依頼書（様式7）、学齢簿の謄本（写）を提出
- ③ 本県教育委員会は、保護者に承諾書（様式8）を通知（市町村教育委員会には写しを通知）
- ④ 本県教育委員会は、県立特別支援学校長へ入学通知（様式3－③）を送付
- ⑤ 市町村教育委員会は、学齢簿に記載

### ◆留意事項

- ・障害のある子供の教育支援の手引には、区域外就学等の状況についても、児童生徒の就学先に関する情報として、一元的に市町村の教育委員会に集約することが適切であることから、区域外就学等の届出は、市町村教育委員会に対して行うことと記載されています。（学校教育法施行令第13条の2）

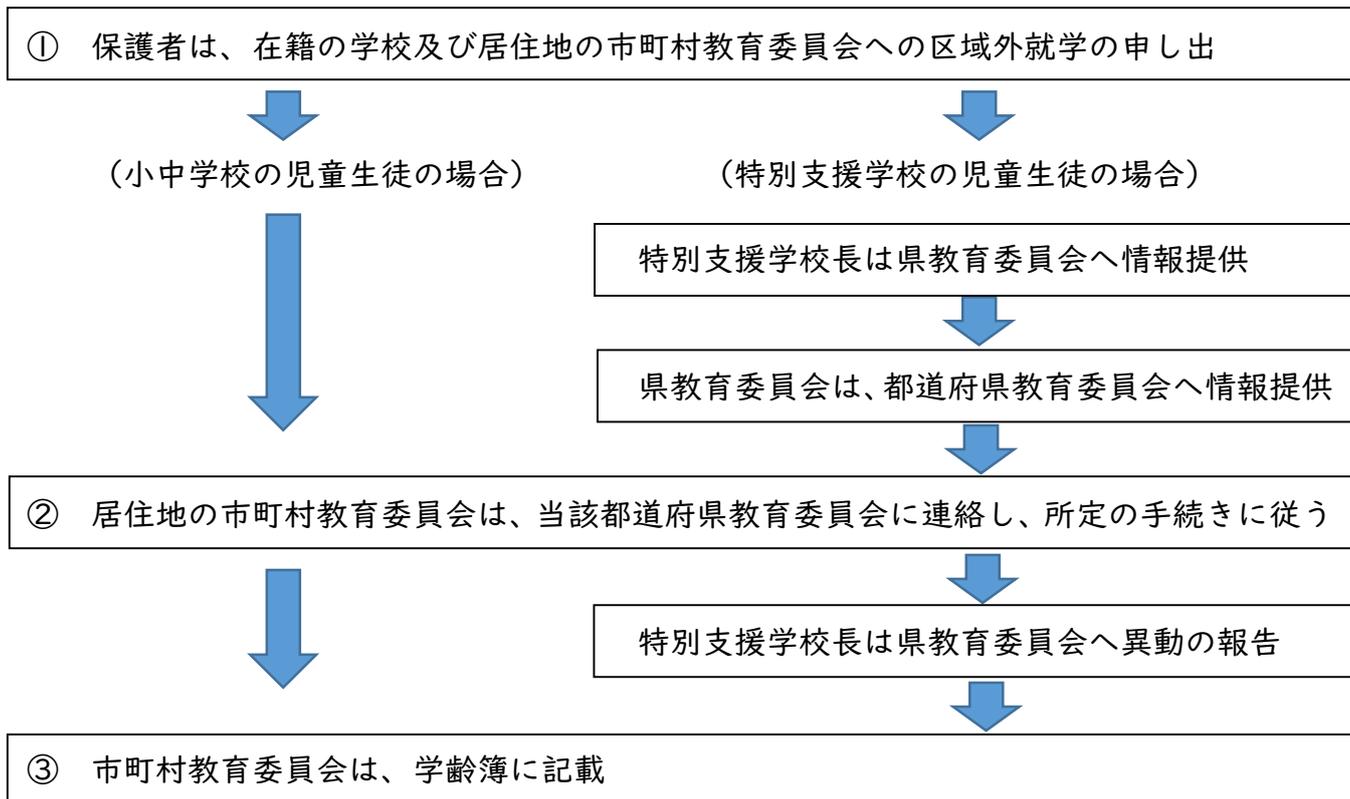


## 手続5-② 本県から、県外の特別支援学校に区域外就学を行う場合

### ◆該当するケース

- (ア) 小中学校から、入院等に伴い他県の特別支援学校に区域外就学を行う場合
- (イ) 特別支援学校から、入院等に伴い他県の特別支援学校に区域外就学を行う場合

### ◆就学手続の流れ



### ◆留意事項

- ・特別支援学校の小・中学部の児童生徒の場合でも上記の手続きが基本となります。ただし、受け入れ側の手続きに合わせる事が基本です。
- ・手続きを進めるにあたっては、転出先の都道府県教育委員会へ情報提供することについて、保護者の承諾をとるようにします。
- ・障害のある子供の教育支援の手引には、区域外就学等の状況についても、児童生徒の就学先に関する情報として、一元的に市町村の教育委員会に集約することが適切であることから、区域外就学等の届出は、市町村教育委員会に対して行うことと記載されています。(学校教育法施行令第13条の2)

## 手続5－③ 県外等の特別支援学校へ区域外就学した者の終了

### ◆該当するケース

(ア) 他県での入院等により区域外就学していた児童生徒が、退院等に伴い前籍校に戻ってくる場合。

### ◆就学手続の流れ

① 他都道府県から、市町村教育委員会に退学についての情報提供

※本県特別支援学校へ転入する場合、市町村教育委員会は県教育委員会に情報提供。



② 区域外就学先学校長から、市町村教育委員会へ退学通知の送付

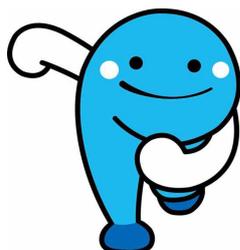


③ 市町村教育委員会は、保護者へ転入学を通知し、学齢簿に記載

※県立特別支援学校への転入学の場合は、市町村教育委員会は該当者調書(様式1)及び学齢簿の謄本を県教育委員会に提出。県立特別支援学校長は(様式4-②)を提出。その後、県教育委員会は、入学通知書(様式3-①～③)を、保護者、市町村教育委員会、特別支援学校長へ通知

### ◆留意事項

- ・学校教育法施行令第18条通知(区域外等の特別支援学校からの退学)があった場合、市町村教育委員会が改めて、当該児童生徒が特別支援学校へ就学することが適当であるか否かの判断を行うことになっています



## 手続5－④ 県外等より本県の特別支援学校への区域外就学が終了した場合

### ◆該当するケース

(ア) 入院等により、他県から本県の特別支援学校に区域外就学していた児童生徒が、退院等に伴い前籍校に戻る場合。

### ◆就学手続の流れ

① 県立特別支援学校長は、本県教育委員会及び前籍校に連絡



② 県教育委員会は、居住地の市町村教育委員会に連絡



③ 県立特別支援学校長は、居住地の市町村教育委員会へ退学通知（様式9）  
県教育委員会に退学通知（様式9）の写しを送付



④ 居住地の市町村教育委員会は、保護者へ転入学を通知し、学籍簿に記載

### ◆留意事項

・他県から本県への区域外就学の終了は、該当特別支援学校長から、居住地の市町村教育委員会に退学通知を送付することになります。

## 手続6-① 病弱特別支援学校における通級の指導を受ける場合

### ◆該当するケース

- ・以下の両方に該当し、通級による指導を希望する場合。
  - ①病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする児童生徒（学校に登校できていない状態が続いている場合を含む）で、市町村教育委員会が「通級による指導」が適切であると判断した児童生徒。
  - ②高知県立江の口特別支援学校に保護者等の送迎及び自力で通級できる児童生徒。

### ◆就学手続の流れ

① 保護者は、病弱特別支援学校の通級の指導を希望する場合は、在籍校校長に申し出る。在籍校校長は市町村教育委員会に連絡する。参考様式1

② 市町村教育委員会は、①を受け、就学相談を実施する。  
※必要に応じて、病弱特別支援学校に教育相談を依頼（教育相談員派遣事業）する。  
※病弱特別支援学校で、すでに教育相談を受けている場合や、以前に病弱特別支援学校に在籍していた児童生徒については、教育相談は実施しなくてよい。

③ 市町村教育委員会は、教育支援委員会を開催し、専門家の意見を聴収し病弱特別支援学校の通級対象であるか検討し、通級対象として判断した児童生徒について、「通級による指導」が適切である事がわかる資料（個別の教育指導計画、個別の教育支援計画等）を添えて、県教育委員会に通知する。様式1  
※市町村教育委員会で判断が難しい場合は、専門家チーム委員等の派遣を県教育委員会に要請できる。

④ 県教育委員会は、③を受けて、児童生徒の受け入れについて病弱特別支援学校と調整した後に、通級開始日等を市町村教育委員会に通知する。様式2

⑤ 市町村教育委員会は、④について在籍学校長を通じて保護者に通知する。参考様式2

⑥ 小中学校・保護者・特別支援学校で「通級による指導」の日時を決める。

⑦ 「通級による指導」を開始する。様式3、4、5

### ◆留意事項

- ・市町村教育委員会、県教育委員会、病弱特別支援学校間で連絡を取り合い、できるだけ早く手続を進め、速やかに指導を開始できるようにします。

## 手続6-② 病弱特別支援学校における通級の指導を終了する場合

### ◆該当するケース

(ア) 病弱特別支援学校における通級による指導を行う必要がなくなった場合。

### ◆就学手続の流れ

① 在籍校校長は、特別支援学校長の意見を聞き、通級による指導を受けている児童生徒の指導を終了することについて判断する。指導の終了を判断した場合は、市町村教員委員会に連絡する。



② 市町村教育委員会は、県教育委員会に指導の終了について通知する。様式6



③ 特別支援学校は、在籍校の担任や特別支援教育コーディネーターにこれまでの支援の内容や方法などを個別の指導計画等の文書で引き継ぐ。

特別支援学校  
転・入学・区域外就学等

様式 1 ~ 12

【様式1】

㊚ 特別支援学校就学該当者調書

教育委員会名

印

		作成年月日		年	月	日
児童生徒	氏名等 <small>ふりがな</small>	年 月 日生 (男・女)				
	現住所					
保護者	氏名等 <small>ふりがな</small>	続柄 ( )				
	現住所	郵便番号	電話番号			
就学状況		市 町立 村	小 中 義務教育	学校	第 学年在学 卒業 就学前 ( )	
就学猶予・免除の記録						
障害	種別	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱・虚弱				
	病名・程度等					
検査の記録	種別	名称	結果	検査年月日	検査者	
障害と関係があるとみられる生育歴、既往歴						
性格・行動等の特徴						
入学についての保護者の意向						
教育委員会の総合所見						

※ 障害の種別欄については、該当する障害の番号を◎で囲むこと。また、障害が重複している場合には、主たる障害は◎で他の該当障害は○で番号を囲むこと。

不 就 学			就 学						学齢児童生徒氏名		
猶 予			中 学 校			小 学 校					
期 間	事 由	年 認 月 日 可	年 卒 月 日 業	年 入 月 日 学	学 校 名	年 卒 月 日 業	年 入 月 日 学	学 校 名	性 別	月 生 日 年	現 住 所
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	〇〇郡〇〇町立〇〇小学校			
免 除			異 動 事 項			異 動 事 項					
事 由	認 可 年 月 日							保 護 者			
								学 齢 児 童 生 徒 と の 関 係	現 住 所	氏 名	
			就 学 状 況			就 学 状 況					
<p>原本の写しに相違ないことを証明する</p> <p>令和〇〇年〇月〇日</p> <p>〇〇町教育長 〇〇 〇〇 印</p>											

【様式3-①】

# 入学通知書

児童生徒	氏名		性別	
	生年月日			
	現住所			
保護者	氏名			
	児童生徒との関係			
	現住所			
就学	転編入前 学校名	第 学年		
	指定学校名	第 学年		
	入学年月日	令和 年 月 日 (入学式日時 月 日 時 分)		
	備考			

保護者様

令和 年 月 日

高知県教育委員会

【様式3-②】

# 入学通知書

児童生徒	氏名		性別	
	生年月日			
	現住所			
保護者	氏名			
	児童生徒との関係			
	現住所			
就学	転編入前 学校名	第 学年		
	指定学校名	第 学年		
	入学年月日	令和 年 月 日 (入学式日時 月 日 時 分)		
	備考			

〇〇〇教育委員会 様

令和 年 月 日

高知県教育委員会

## 入 学 通 知 書

児童生徒	氏 名		性別	
	生年月日			
	現住所			
保護者	氏 名			
	児童生徒との関係			
	現住所			
就学	転編入前 学校名	第 学年		
	指定学校名	第 学年		
	入学年月日	令和 年 月 日 (入学式日時 月 日 時 分)		
	備考			

〇〇〇特別支援学校長 様

令和 年 月 日

高知県教育委員会

【様式4-①】

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

高知県教育長 様

〇〇〇特別支援学校長

令和〇〇年度県立特別支援学校（転入・転出・退学）該当者調書について

うえのことについて、下記の者の該当者調書を提出いたします。

記

学 部	学 年	性 別	氏 名

【様式4-②】

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

高知県教育長 様

〇〇〇特別支援学校長

令和〇〇年度県立特別支援学校への転入について

うえのことについて、下記のとおり転入希望が出ていますのでご報告いたします。

記

学 部	学 年	氏 名
希望転入年月日		前籍校
令和 年 月 日		

※肢体不自由特別支援学校は、肢体不自由に関する医学的診断の記録（様式10）を添付してください。但し、前籍校が肢体不自由の特別支援学校の場合は省くことができます。

※病弱特別支援学校は、主治医所見書（様式11）を添付してください。

※ただし、入院及び施設入所に伴う転入の場合は、上記の書類は必要ありません。

【様式4-③】

㊫ 県立特別支援学校入・転・退学該当者調書

児童 生徒	氏名等 <small>ふりがな</small>	(男・女)		年 月 日生	
	現住所				
保護者	氏名等 <small>ふりがな</small>		続柄		
	現住所	〒 TEL			
就学状況		市 町立 小 学校 第 学年 在学・卒業・就学前 村 中			
		高知県立 学校 学部 第 学年在学			
就学猶予・免除の記録					
障害	種 別	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱・虚弱			
	病名・程度等				
検査の 記録	種 別	名 称	結 果	検査年月日	検 査 者
障害と関係があると みられる生育歴、 既往歴等					
性格行動等の特徴					
入・転・退学について の保護者の意向		(入・転・退)学 希望年月日 年 月 日			
添付書類等		(有・無)			

教育相談委員 所 見	年 月 日
	上記の者は ( A ・ B ・ C ・ D ) とされる。
	高知県障害者教育支援委員会教育相談委員 ㊫

※ 教育相談委員所見欄はA・B・C・Dのうち該当するものに○印をする。「A：当該特別支援学校に該当すると思うもの B：該当するかどうか判断の困難なもの C：学校教育法施行令6条の2に該当するもの（視覚障害者等でなくなったもの） D：学校教育法施行令6条の3に該当するもの（視覚障害者等ではあるが、住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当と思料するもの）」

【様式5】

〇〇高教特第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇教育委員会 様

高知県教育委員会

高知県立特別支援学校転学該当者について（通知）

下記の（児童・生徒）については、学校教育法施行令第6条の（2・3）に該当する旨当該  
学校長から通知がありました。

ついては、該当者の就学についてよろしくお願いいたします。

記

児 童 生 徒	在 籍 校	〇〇〇特別支援学校 〇〇学部 第 学年
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (性別)
保 護 者	氏 名	
	続 柄	
	現 住 所	

高知県教育委員会 様

## 区域外就学承諾願書

保護者 氏名

住所

下記のように貴管内の学校に就学したいので承諾願います。

記

児 童 生 徒	氏 名	( 男 ・ 女 )
	生 年 月 日 続 柄	年 月 日 (続柄 )
	現 住 所	
現在籍校名・学年		第 学年
就学を希望する学校名 学 部 ・ 学 年		第 学年
(事由)		

【様式7】

〇〇〇第 号  
令和 月 日

高知県教育委員会 様

〇〇〇教育委員会

区域外就学について（依頼）

保護者より別紙のとおり区域外就学の届出がありましたので、学校教育法施行令第17条の規定に基づき、報告いたします。

記

児童生徒氏名		
保護者	氏名	
	住所	

学校教育法施行令第22条の3に該当する障害種別	1 視覚障害      2 聴覚障害      3 知的障害 4 肢体不自由      5 病弱
教育委員会の総合所見	

【様式8】

〇〇高教特第 号  
令和 年 月 日

(保護者氏名) 様

高知県教育委員会

区域外就学の承諾について (通知)

学校教育法施行令第17条の規定により、次のとおり入学を承諾します。

就学者氏名		性別	
生年月日	年 月 日		
現住所			
保護者氏名		続柄	
在学学校名	〇〇〇学校 〇年		
就学学校名	〇〇〇特別支援学校 〇〇部 第 学年		
入学年月日	令和 年 月 日		
備考			

【様式9】

〇〇高教特第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇教育委員会 様

〇〇〇特別支援学校長

区域外就学者の退学について（通知）

うえのことについて下記のとおり退学をしますので、お知らせします。

記

児 童	学 校			
	学 年	〇〇部 学年		
	氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒		
保 護 者	氏 名			
	現 住 所			
事 由				
退学年月日	令和 年 月 日			
備 考				

【様式10】

肢体不自由に関する医学的診断の記録

生徒氏名 ( )

診 断 名			
麻 痺			補装具の使用
外 観	弛緩性・痙直性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性・その他		義 肢 義 足 装 具 松葉杖 車椅子 歩行器 その他 ( )
起因部位	脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他		
種類及びその程度	知覚麻痺 (脱失・鈍麻・過敏・異常) 運動麻痺		
反 射		上 肢	
	右		
	左		
その他	排尿障害 (有・無) 排便障害 (有・無)		
医 療 面 ・ 生 活 面 での 配 慮	医療面 (要手術 ・ 要機能訓練 ・ 要装具改善 ・ 要長期観察等)		
	関係医療機関及び科名		医師氏名
備 考	○ 生活面 (家庭・学校で) の留意事項		
	・ 障 害 部 位 の 訓 練 : 否・要 ( )		
	・ 障 害 部 位 の 使 用 制 限 : 無・有 ( )		
	・ 代 償 機 能 の 開 発 : 否・要 ( )		
	・ 運 動 制 限 : 無・有 ( )		

## 【様式11】

## 主治医所見書

氏名	男・女	
生年月日	年 月 日	
病名		
医師 所見	病 状	
	学校での 配慮事項	
備考		
		年 月 日
医療機関名・科名		

【様式12】

㊞

高知県立特別支援学校入学候補者別添判定資料

( )

学 校 名

本人	ふりがな氏名				
			年 月 日生 (満 歳)		
	現住所				
	保育所 幼稚園 学校名		県 市 町 村	所園 ( 年 ) 小 学校 (第 学年) 中 高等学校	
	予定学部 科・学年		部 科 第 学年		
	障害種別		1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱		
	身体障害者手帳		有 ( )・無	取得年月日	年 月
	療育手帳		有 ( )・無	取得年月日	年 月
保護者	ふりがな氏名				
			続柄		
	現住所				
家族構成	続柄	氏名	年齢	備考	
家庭状況等					
主たる養育者					
備考					

障害種別の欄については、該当する障害の番号を○で囲むこと。

生 育 歴

氏名 ( )

項 目		内 容	障害に関連する診断等
出生時・新生児期	医 療 機 関		
	出 産 時 及 び その後の状況	※ 特に気になることなど	
乳 児 期	発 育 状 況	あやし笑い ( 2 か月) ( ) か月 首のすわり ( 3.4 か月) ( ) か月 寝 が え り ( 6 か月) ( ) か月 お 座 り ( 7 か月) ( ) か月 つかまり立ち ( 10 か月) ( ) か月 こ と ば ( 12 か月) ( ) か月 ひとり歩き ( 16 か月) ( ) か月	
	疾病及び医療機関		
幼 児 期	通 園 ・ 通 所	保育所 ( ) 歳から ( ) 年間 幼稚園 ( ) 歳から ( ) 年間 加 配 ( 有 歳から ・ 無 )	
	3歳児健診等の特記 事項及び指導の経過		
	発達の状況	※ 身体発育で気になることなど  ----- ※ 遊びかた、対人関係、身辺自立、心配な行動など	
	疾病及び医療機関		

項 目		内 容	障害に関連する診断等
児	就学時健康診断の特記事項及び指導の経過		
	就学猶予免除	有（年月日～年月日） 無	
童	就学状況	小学校 通常の学級 ・ 特別支援学級 (種別 第 学年から) (種別 第 学年から)	
	生活及び学習の状況		
	疾病及び医療機関		
期	就学状況	中学校 通常の学級 ・ 特別支援学級 (種別 第 学年から) (種別 第 学年から)	
	学校生活の状況		
	学習の状況		
	その他		

眼疾名 (病名)							
視 力 検 査							
1) 遠距離視力 (5 m)			2) 近距離視力 (30 cm)				
右:	.	( . )	右:	.	( . )		
左:	.	( . )	左:	.	( . )		
両:	.	( . )	両:	.	( . )		
視覚障害原因	先天素因・後天素因 (疾病・事故・腫瘍・その他 )・不明						
障害発生年齢	歳	色	覚	正常範囲・異常 ( )			
視 野	正常範囲・狭小 ( )			<b>視野検査結果の表を添付</b>			
進行性の有無	進 行 性			非 進 行 性			
治療・検査 の有無	要治療 [毎日(点眼治療・内服治療)・その他 ( )] 治療なし 要精査 要定期検診 ( に1回)						
制限について (運動・生活)	制限あり 制限なし (制限ありの場合は詳しく内容を記入)						
補装具の装用	義眼(右・左), コンタクトレンズ(右・左), 眼鏡(近視、遠視、乱視、遮光)						
		球面	円柱	軸	プリズム	基底	瞳孔距離
	遠	右	D	D	°		
	用	左	D	D	°		
	近	右	D	D	°		
用	左	D	D	°			
学校における 視覚管理上の 留意事項	夜盲・羞明・視野狭窄・眼圧上昇・眼球打撲注意・視力低下注意・紫外線 その他						
備 考							
年 月 日							
医療機関名・科名			医師氏名				

補装具の装用				
拡大鏡等の使用状況	種類			
	使用状況			
生活行動等の特徴	離れた場所	関心がある	あまり関心がない	興味を示さない
	読書	よく読む	あまり関心がない	関心がない
	書写	正確	時々間違いがある	不正確
	視距離	特に問題はない	非常に近くして見る	
	テレビ視聴	特に問題はない	近くで見る	
	明るさ	敏感	特に問題はない	あまり反応がない
	歩行	普通	非常に注意深い	けがが多い
	基本的 生活習慣			
	対人関係 コミュニケーション			
	学習面 (あそび)			
行動の特徴 など				
併せ有する障害				
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関	
備考				

診 断 名	
疾 患 原 因	
<p>1 聴力検査</p> <p>○検査年月日 年 月 日</p> <p>○検査機関</p> <p>○検査方法 レシーバ スピーカ</p> <p>2 聴力レベル (右 d B) (左 d B)</p>	<p>Audiogram</p> <p>125 250 500 1000 2000 4000 8000</p> <p style="text-align: center;">周波数 (H z)</p>
<p>3 補聴器装用の有無</p> <p>無</p> <p>有 ( 右 ・ 左 ・ 両耳 )</p> <p>開始時期 歳 月</p>	
<p>4 人工内耳装用時期 ( 無 ・ 有 歳 月)</p>	
<p>5 補聴器の装用効果</p> <p>補聴効果 d B</p> <p>通常の話声の理解 ( 著しく困難 ・ 困難 ・ 大体できる ・ できる )</p>	
備 考	

○聴覚障害に関する教育的診断の記録

言語理解			
発音の明瞭度			
読 話			
会 話			
コミュニケーション手段と活用			
対人関係			
学 習 面 (あそび)			
運動機能			
基本的な生活習慣			
行動の特徴など			
併せ有する障害			
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
備 考			

知的障害に関する専門的診断の記録

○検査結果等

生徒氏名 ( )

検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関

○適応機能に関する事項

言 意 語 思 の 状 交 換	言葉や指示の理解	
	挨拶や日常会話	
	文字・数量の理解	
身 辺 処 理 等 の 状 態	食 事	
	衣服の着脱	
	排 泄	
	交通機関及び公共施設等の利用	
対 人 関 係	他者とのかかわり	
	集団への参加	
	きまりやルールの理解	
行 動 特 徴	情緒の安定	
	こだわりや固執性	
	注意の転導性及び衝動性	

診 断 名				
麻 痺			補装具の使用	
外 観	弛緩性・痙直性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性・その他		義 肢	
起因部位	脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他		義 足	
種類及びその程度	知覚麻痺（脱失・鈍麻・過敏・異常） 運動麻痺		装 具	
反 射		上 肢	下 肢	松葉杖 車椅子 歩行器 その他 ( )
	右			
	左			
その他	排尿障害 ( 有 ・ 無 ) 排便障害 ( 有 ・ 無 )			
医療面・生活面での配慮	医療面 (要手術 ・ 要機能訓練 ・ 要装具改善 ・ 要長期観察等)			
	関係医療機関及び科名		医師氏名	
備 考	○ 生活面（家庭・学校で）の留意事項			
	・ 障害部位の訓練： 否・要 ( )			
	・ 障害部位の使用制限： 無・有 ( )			
	・ 代償機能の開発： 否・要 ( )			
	・ 運動制限： 無・有 ( )			

肢体不自由に関する教育的診断の記録

食 事	全面介助・部分介助・介助不要		
衣服の着脱	全面介助・部分介助・介助不要		
排 泄	全面介助・部分介助・介助不要		
移動手段 と状況			
姿勢の保持			
操作能力 (上肢)			
言 語			
認知及び 学 習 面			
コミュニケーション 手段と活用			
対人関係			
発作の程 度と服薬			
医療的ケア	無 ・ 有 ( )		
併せ有する障害			
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関

病弱者に関する主治医所見（医師の意見に基づいて記入する） 生徒氏名（ ）

病 名	
診 断 年 月 日	
医 療 機 関 ・ 科 名	
病 状	
制 限 事 項	
学 校 生 活 上 の 配 慮 事 項	
備 考	

主治医所見書

氏 名		男 ・ 女
生年月日		年 月 日
病 名		
医 師	病 状	
	学 校 で の 配 慮 事 項	
備 考		
医療機関名・科名		年 月 日

## 特別支援学校就学に対する保護者の意向

保護者の意向	入学について	
	対応について	通学 ・ 寄宿舍 ・ 施設入所 ・ 訪問教育

各判定資料について記載のとおり調査結果を報告します。

年 月 日

高知県障害者教育支援委員会

教育相談委員 氏名

印

教育相談委員 氏名

印

特別支援学校（病弱）  
通級による指導

参考様式 1～2  
様式 1～6

市（町村）教育委員会 様

〇〇市（町村）立 学校長

通級による指導を希望する児童生徒について

このことについて、下記児童（又は生徒）から希望がありましたので教育支援委員会で検討をお願いします。

記

ふりがな 氏 名		(性別)	生年月日	
住 所	〒		保護者氏名	
在籍校			学年	
障害種別			実施校	
指導を必要とする理由				
検査等の状況	1 実施済 (内容 ) 2 未実施			
その他				

様式1

文 書 番 号  
年 月 日

高知県教育委員会事務局  
特別支援教育課長 様

〇〇市(町村) 教育長

特別支援学校における「通級による指導」の対象者について(通知)

下記児童(又は生徒)について、教育支援委員会で検討を行い「通級による指導」の対象として決定しました。特別支援学校での「通級による指導」の開始をお願いします。

記

ふりがな 氏 名		(性別)	生年月日	
住 所	〒		保護者氏名	
在籍校			学年	
障害種別			実施校	
通級による 指導を必要 とする理由				
検査等の状況				
留意事項				

様式2

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市（町村）教育長 様

高知県教育委員会事務局  
特別支援教育課長

通級による指導に係る児童生徒について（通知）

このことについて、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

ふりがな 氏 名		(性別)	学年	
		生年月日		
住 所		保護者氏名		
在籍学校名				
指導の場所				
指導開始日	令和 年 月 日 ( )			

〇〇小中学校長 様  
保護者 様

〇〇市（町村）教育長

通級による指導に係る児童生徒について（通知）

このことについて、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

ふりがな 氏 名		(性別)	学年	
		生年月日		
住 所		保護者氏名		
指導の場所				
指導開始日	令和 年 月 日 ( )			

様式3

文 書 番 号  
年 月 日

高知県教育委員会事務局  
特別支援教育課長 様

高知県立〇〇特別支援学校長

通級による指導に係る児童生徒及び授業時数等について (届出)

このことについて、以下のとおり提出します。

記

通級による指導を受ける児童生徒について (様式4) 部  
通級による指導の授業時数について (様式5) 部

様式4

通級による指導を受ける児童生徒について

No	氏名	性別 学年	障害区分	在籍校名 (指導の場所)	指導内容	指導開始日	新規 継続
例	高知かつお	男 小4	病弱	〇〇小学校 〔江の口特別 支援学校〕	国語の音読の指導 SST	(注1) R2.5.1～	継続
例	土佐はな子	女 小5	病弱	〇〇小学校 〔江の口特別 支援学校〕	SST	(注2) R4.9.1～	新規
例	<終了した場合> 〇〇 〇〇〇	○ 小〇	〇〇	〇〇小学校 〔〇〇学校〕	・・・・・・・・ ・・・・・・・・	(注3) R・・・～ R・・・	終了

- (注1) 継続における指導開始日欄には、当該児童生徒が県立特別支援学校において通級による指導を開始した最初の年月日を記入する。
- (注2) 年度途中で通級による指導を開始した場合は、先に提出した名簿に書き加えて記入し提出する。
- (注3) 年度途中で終了した児童生徒がある場合は、指導開始日の欄に「開始日～終了日」を記入する。

様式5

担当者 ○○ ○○ (注1)

校時	曜日 時間	月	火	水	木	金	週当り授業時数	
							対象番号(注2)	時数(注3)
例	9:45 ～ 10:30					小1 No. 4	小1No. 4	2
							小5No. 6	1
例	10:45 ～ 11:30		小1 No. 4	小5 No. 6	小3 No. 7		小3No. 7	1
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

●通級による指導の担当者（以下、担当者）の週当たりの総授業時数 \_\_\_\_\_ 時間

●担当者の通級による指導以外の授業担当時数（特別活動は除く） \_\_\_\_\_ 時間

(注1) 担当教員ごとに作成する。

(注2) 表中の対象番号は、様式4により届け出た番号と一致させる。

(注3) 時数は対象生徒の児童生徒毎に、週当りの授業時数を記入する。

高知県教育委員会事務局  
特別支援教育課長 様

〇〇市(町村) 教育長

## 通級による指導の終了について(通知)

下記の者は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく通級による指導を終了したので通知します。

## 記

氏名 (生年月日)	性別 学年	障害 区分	在学 校名 ----- 通級指導校名	指導期間 開始日～終了日	備考
(例) 高知かつお (R〇.〇.〇)	男 小5	病弱	〇〇市立〇〇小学校 ----- 県立高知江の口特別支援学校	年 月 日～ 年 月 日	(注1) 改善・克服
			-----		
			-----		
			-----		
			-----		
			-----		

(注1) 備考欄には、通級による指導の対象でなくなった理由を記載する。

(例) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服 → 「改善・克服」、「転居」、「卒業」  
等

# 各種様式

## 記入のポイント及び記入例

- 特別支援学校就学該当者調書 【様式1】
- 高知県立特別支援学校入学候補者  
別添判定資料【様式12】
- 通級による指導に関する様式  
【参考様式1】【様式1】

<記入例1>

㊫ 特別支援学校就学該当者調書

教育委員会名 ○○市教育委員会

印

就学予定期日より前の日  
以前を発日にする

		作成年月日	令和○○年 ○月 ○日		
児童生徒	氏名等	高知 太郎 平成 ○○年 ○月 ○日生 (男・女)			
	現住所	○○市○○町○○1丁目5番3号			
保護者	氏名等	高知 花子 続柄(母)			
	現住所	郵便番号 780-XXXX ○○市○○町○○1丁目5番3号		電話番号 088-XXX-XXXX	
就学状況	忘れずに記入	学校		正確に記入	
		市町立村	小中義務教育	第○学年在学 卒業 就学前	(○○立○○保育園)
就学猶予・免除の記録		なし 幼稚園・保育園等へ通っている場合は記入			
障害	種別	1 視覚障害 2 聴覚障害 ㊫ 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱・虚弱			
	病名・程度等	精神発達遅滞、自閉症 正確に記入			
検査の記録	種別	名称	結果	検査年月日	検査者
	知能検査	田中ビネーV	CA5:9 MA3:0 IQ52	令和○年○月○日	○○特別支援学校
	社会性の検査	S-M 社会生活能力検査	CA5:9 SA3:2 SQ55	令和○年○月○日	○○保育園
障害と関係があるとみられる生育歴、既往歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>言葉の発達に遅れがあった、現在も会話が成立しにくい。</li> <li>3歳6か月に療育福祉センターにて上記診断を受ける。</li> <li>一人で遊ぶことが多く、対人関係がなかなか成立しない。など</li> </ul> <p>※どのような障害の状態か、分かるように記入 ※特別支援学校への就学が適切かどうかの判断が難しい場合、当課から、特別支援学校が適と考える理由や、更に詳しい情報を求めることがあります。</p>				
性格・行動等の特徴	気分が不安定になると落ち着きがなくなり、多動傾向が強くなる				
入学についての保護者の意向	特別支援学校への就学を希望している。				
教育委員会の総合所見	知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当し、県立○○特別支援学校への就学が適切である。				

※ 障害の種別欄については、該当する障害の番号を㊫で囲むこと。また、障害が重複している場合には、主たる障害は㊫で他の該当障害は○で番号を囲むこと。

<記入例2>

秘 特別支援学校就学該当者調書

教育委員会名 ○○市教育委員会

印

		作成年月日	令和○○年 ○月 ○日		
児童生徒	氏名等	土佐 良子 平成 ○○年 ○月 ○日生 (男・ <input checked="" type="radio"/> 女)			
	現住所	○○市○○町○○1丁目5番3号 ※ 学齢簿の表記と同一にすること			
保護者	氏名等	土佐 次郎 続柄(父) 名前、現住所は学齢簿の標記と必ず一致すること			
	現住所	郵便番号 780-XXXX ○○市○○町○○1丁目5番3号 電話番号 088-XXX-XXXX			
就学状況	忘れずに記入	<input type="radio"/> 市 <input checked="" type="radio"/> 小 第2学年在学卒業就学前 <input type="radio"/> 町立 <input type="radio"/> 中 学校 <input type="radio"/> 村 義務教育 ( )			
就学猶予・免除の記録		なし			
障害	種別	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 <input checked="" type="radio"/> 5 病弱・虚弱			
	病名・程度等	ネフローゼ症候群 正確に記入			
検査の記録	種別	名称	結果	検査年月日	検査者
障害と関係があるとみられる生育歴、既往歴		上記疾患により、継続して入院加療を要する。 ※どのような障害の状態か、分かるように記入 ※特別支援学校への就学が適切かどうかの判断が難しい場合、当課から、特別支援学校が適と考える理由や、更に詳しい情報を求めることがあります。			
性格・行動等の特徴		病気に対する知識・理解が十分でなく、本来活発で行動的などころもあり、食事制限や安静度を守ることができない時がある。			
入学についての保護者の意向		特別支援学校への就学を希望している。			
教育委員会の総合所見		病弱の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当し、県立○○特別支援学校への就学が適切である。			

※ 障害の種別欄については、該当する障害の番号を◎で囲むこと。また、障害が重複している場合には、主たる障害は◎で他の該当障害は○で番号を囲むこと。

【様式12】

# 記入例

㊞

高知県立特別支援学校入学候補者別添判定資料

(501)

学 校 名 県立〇〇特別支援学校

本人	ふりがな氏名		と さ じ ろう 土 佐 二 郎		
			平成 ○○年 9月 29日生 (満 15 歳)		
	現住所		○○市○○町11番地5		
	保育所 幼稚園 学校名		県 ○○市○○町村	所園 ( 年 ) 小 学校 (第 3 学年) 中 高等学校	
	予定学部 科・学年		高等部 部 普通 科 第 1 学年		
	障害種別		1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱		
	身体障害者手帳		有 ( )・無	取得年月日	年 月
	療育手帳		有 ( B 2 )・無	取得年月日	令和○年 3月
保護者	ふりがな氏名		と さ かつお 土 佐 鯉		
			続柄	父	
	現住所		○○市○○町11番地5		
家族 構成	続柄	氏名	年齢	備考	
	父	土佐 鯉	45		
	母	土佐 花子	44		
	兄	土佐 一郎	18		
	本人	土佐 二郎	15		
	妹	土佐 乙女	11		
	祖母	土佐 鶴	80		
家庭状況等		教育への期待が高く、学校に対して協力的である。			
主たる養育者		両親・祖母			
備考					

障害種別の欄については、該当する障害の番号を○で囲むこと。

生 育 歴

氏名 ( 土佐 二郎 )

項 目		内 容	障害に関連する診断等
出生時・新生児期	医 療 機 関	〇〇産婦人科	
	出 産 時 及 び その後の状況	※ 特に気になることなど ※ 出生時の体重や頭囲等を記入する。その後の状況等を母子手帳等で確認し、必要と思われることは記入する。 ※ 服薬等については、服薬開始時期、薬剤名等も記入する。	
乳 児 期	発 育 状 況	あやし笑い ( 2 か月 ) ( 2 ) か月 首のすわり ( 3.4 か月 ) ( 4 ) か月 寝がえり ( 6 か月 ) ( 9 ) か月 お 座 り ( 7 か月 ) ( 12 ) か月 つかまり立ち ( 10 か月 ) ( 16 ) か月 こ と ば ( 12 か月 ) ( 24 ) か月 ひとり歩き ( 16 か月 ) ( 28 ) か月	
	疾病及び医療機関	〇〇病院小児科	
幼 児 期	通 園 ・ 通 所	保育所 ( 3 ) 歳から ( 3 ) 年間 幼稚園 ( ) 歳から ( ) 年間 加 配 ( 有 歳から ・ 無 )	
	3歳児健診等の特記事項及び指導の経過	ことばの発達の遅れを指摘された。	
	発達の状況	※ 身体発育で気になることなど ・ ことばの発達が兄に比べて遅く感じた。 ・ 運動面では転びやすく、また、手先が不器用で、はさみなどの扱いに苦勞していた。 ----- ※ 遊びかた、対人関係、身辺自立、心配な行動など ・ 年下の子どもとの関わりが多かった。 ・ 排泄の失敗が多かった。 ・ やや多動傾向であった。 ※ 家庭等の情報も必要であれば記入する。	
疾病及び医療機関	〇〇病院小児科		

項 目		内 容	障害に関連する診断等
児	就学時健康診断の特記事項及び指導の経過	ことばの発達にやや遅れがあることを指摘された。落ち着きがなく多動傾向を指摘された。	
	就学猶予免除	有（年月日～年月日） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span>	
童	就学状況	〇〇市立 〇〇小学校 通常の学級 ・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">特別支援学級</span> (種別 自閉症・情緒 第 1 学年から) (種別 知的 第 5 学年から)	〇〇発達相談センターにてADHDの診断を受けた。
	生活及び学習の状況	入学当初は不安定でトラブルが絶えなかったが、徐々に落ち着きがでて、4年生からは学習に取り組めるようになった。	
	疾病及び医療機関	〇〇病院小児科	〇〇病院で知的発達の遅れを指摘された。
期	就学状況	〇〇市立 〇〇中学校 通常の学級 ・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">特別支援学級</span> (種別 知的障害 第 1 学年から) (種別 第 学年から)	
	学校生活の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅刻や欠席はほとんどなく、運動会などの学校行事には積極的に取り組んでいる。</li> <li>・ 興味関心の対象が幼く、周囲の話題についていけないため、休み時間、放課後など、一人で過ごすことが多い。</li> <li>・ 通常の学級との交流及び共同学習の時間をとっているが、行きたがらないことがある。</li> <li>・ 下校時寄り道が多く、夢中になると時間を忘れ、捜索することがある。</li> </ul>	
	学習の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験や経験をとおした学習は意欲的に取り組むことができる。</li> <li>・ 国語、数学などの教科別の学習は、興味関心のあることを題材にするなど工夫が必要である。</li> <li>・ 小学校2年生程度の漢字の読み書きができ作文は事実を羅列するが、気持ちを表現するまでには至らない。</li> <li>・ 50程度であれば具体物を確実に数える。2桁の繰り上がり繰り下がりのある加減計算ができる。金銭は500円程度の価値がわかるが、好きな物を適当に選び購入することは難しい。</li> </ul>	
	その他		

眼疾名 (病名)							
視 力 検 査							
1) 遠距離視力 (5 m)			2) 近距離視力 (30 cm)				
右:	.	( . )	右:	.	( . )		
左:	.	( . )	左:	.	( . )		
両:	.	( . )	両:	.	( . )		
視覚障害原因	先天素因・後天素因 (疾病・事故・腫瘍・その他 )・不明						
障害発生年齢	歳	色 覚	正常範囲・異常 ( )				
視 野	正常範囲・狭小 ( )					<b>視野検査結果の表を添付</b>	
進行性の有無	進 行 性			非 進 行 性			
治療・検査 の有無	要治療 [毎日(点眼治療・内服治療)・その他 ( )] 治療なし 要精査 要定期検診 ( に1回)						
制限について (運動・生活)	制限あり 制限なし (制限ありの場合は詳しく内容を記入)						
補装具の装用	義眼(右・左), コンタクトレンズ(右・左), 眼鏡(近視、遠視、乱視、遮光)						
		球面	円柱	軸	プリズム	基底	瞳孔距離
	遠	右	D	D	°		
	用	左	D	D	°		
	近	右	D	D	°		
用	左	D	D	°			
学校における 視覚管理上の 留意事項	夜盲・羞明・視野狭窄・眼圧上昇・眼球打撲注意・視力低下注意・紫外線 その他						
備 考							
年 月 日							
医療機関名・科名			医師氏名				

補装具の装用		眼鏡 (遠視)		
拡大鏡等の使用状況	種類	単眼鏡、拡大読書器		
	使用状況	図形や文字の認識がなんとかできるが判読に時間がかかる。		
生活行動等の特徴	離れた場所	関心がある	あまり関心がない	興味を示さない
	読書	よく読む	あまり関心がない	関心がない
	書写	正確	時々間違いがある	不正確
	視距離	特に問題はない	非常に近くして見る	
	テレビ視聴	特に問題はない	近くで見る	
	明るさ	敏感	特に問題はない	あまり反応がない
	歩行	普通	非常に注意深い	けがが多い
	基本的 生活習慣	身の回りのことはほぼ自分でできるが、確認は必要である。		
	対人関係 コミュニケーション	誰とでも円満に人間関係を築くことができるが、受身であることが多く、自分から話しかけるのは特定の人のみである。		
	学習面 (あそび)	当該学年の学習から2学年程度の遅れがある。写真や絵などの説明、実物・模型の活用など、正しい知識・概念形成の配慮が必要である。		
行動の特徴 など	日常動作はとても慎重で、初めて経験する事柄や未知の場面ではやや抵抗がある。休日などもほとんど外出することはない。			
併せ有する障害		特になし		
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関	
		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     ※ 「知的障害に関する専門的診断の記録」の記入例参照                 </div>		
備考	※教育的視機能検査の結果など、特記すべき場合は備考に記載すること。			

診 断 名	両側感音性難聴
疾 患 原 因	不明

Audiogram

1 聴力検査

○検査年月日  
令和○年○月○日

○検査機関  
県立高知ろう学校

○検査方法  
レシーバ  
スピーカ

2 聴力レベル  
(右 88 d B)  
(左 83 d B)

周波数 (H z)

3 補聴器装用の有無  
無  
有 ( 右 ・ 左 ・ 両耳 )  
開始時期 3 歳 6 月

4 人工内耳装用時期 ( 無 ・ 有 歳 月 )

5 補聴器の装用効果  
補聴効果 5~30 d B  
通常の話声の理解 ( 著しく困難 ・ 困難 ・ 大体できる ・ できる )

備 考	通常の学級で学習する場面では、補聴器の装用を拒否している。
-----	-------------------------------

○聴覚障害に関する教育的診断の記録

言語理解	日常生活に支障の無い程度の言語理解力があるが、抽象度の高い言葉や指示代名詞、比喩を用いると混乱を来たす場合がある。		
発音の明瞭度	慣れれば何とか聞き取ることができるが、早口になってくると慣れた者でも聞き取りが困難になることがある。		
読 話	大体できているが、曖昧で混同しやすい言葉を場面や文脈から読み取ることが十分でないため、間違った概念形成をしている事柄がある。		
会 話	何とか成立するが意味がわからなくても受け流してしまうことがある。		
コミュニケーション手段と活用	日常的には言葉でのやり取りがほとんどであるが、うまく伝わらないときは手話を交える時がある。		
対人関係	誰とでも円満な人間関係を築くことができるが、やや消極的で受け身であり、自分から関わる事が少ない。		
学 習 面 (あそび)	当該学年から1年～2年程度の遅れがある。特に国語面については、誤読、誤った理解、助詞の欠落、表現力の稚拙さがあり配慮を要する		
運動機能	平衡感覚の弱さからバランスがやや悪い面があるが、運動能力は高く、走る跳ぶなどの基本的な運動は平均以上の力がある。		
基本的な生活習慣	身の回りのことはほぼ自分でできるが、ルールやきまりを守ること、あいさつや返事などの社会性はまだ定着していない。		
行動の特徴など	自分の気持ちや考えを伝えることに関心が弱く、一定以上の努力を払わない。また、わからないことをそのままにしておく傾向がある。		
併せ有する障害	特になし		
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                 ※ 「知的障害に関する専門的診断の記録」の記入例参照             </div>			
備 考			

知的障害に関する専門的診断の記録

○検査結果等

生徒氏名 ( )

検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
田中ビネー 知能検査V	CA ○○ : ○○ MA ○○ : ○○ IQ ○○ 基底年齢 ○歳 上限年齢 ○歳	令和○年○月○日	県立○○特別支援学校
<p>【合格及び不合格となった問題の傾向】※各問題に対する反応分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳級では、記憶にかかわる2問が不合格である。</li> <li>・4歳級では、「数概念（1対1の対応）」のみ合格である。</li> <li>・「短文の復唱（A）」では、小問2問とも失敗しているが、助詞、語尾の言い間違いである。</li> </ul>			
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
WISC-IV 知能検査	年齢 ○○ : ○○ FSIQ ○○○ VCI ○○○ PRI ○○○ WMI ○○○ PSI ○○○	令和○年○月○日	県立○○特別支援学校
<p>【下位検査結果】</p> <p>類似 ( ) 単語 ( ) 理解 ( ) 知識 ( ) 語の推理 ( ) 積木模様 ( ) 絵の概念 ( ) 行列推理 ( ) 絵の完成 ( ) 数唱 ( ) 語音整列 ( ) 算数 ( ) 符号 ( ) 記号探し ( ) 絵の抹消 ( )</p> <p>【分類記述、特徴】※必要な場合はここに補助指標についても記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FSIQ ○○（90%信頼区間○○—○○）で「非常に低い」の範囲内にあると推察される。</li> <li>・手本を見ながら作業する課題等から、視覚的に取り込んだ情報を短い時間記憶しておくことや視覚認知の弱さが推察される。</li> </ul>			
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
WISC-V 知能検査	年齢 ○○ : ○○ FSIQ ○○○ VCI ○○○ VSI ○○○ FRI ○○○ WMI ○○○ PSI ○○○	令和○年○月○日	県立○○特別支援学校
<p>【下位検査結果】</p> <p>類似 ( ) 単語 ( ) 積木模様 ( ) 行列推理 ( ) バランス ( ) 数唱 ( ) 符号 ( ) ※7つの主要下位検査以外の下位検査は実施時のみ記載 パズル ( ) 絵のспан ( ) 記号探し ( ) 知識 ( ) 理解 ( ) 絵の概念 ( ) 算数 ( ) 語音整列 ( ) 絵の抹消 ( )</p> <p>【分類記述、特徴】※必要な場合はここに補助指標についても記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FSIQ ○○（90%信頼区間○○—○○）で「極めて低い」の範囲内にあると推察される。</li> <li>・手本を見ながら作業する課題等から、視覚的に取り込んだ情報を短い時間記憶しておくことや視覚認知の弱さが推察される。</li> </ul>			

検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
S - M 社会生活能力検査 第3版	CA ○○ : ○○ SA ○○ : ○○ SQ ○○○ (領域別社会年齢) 身辺自立 ○○ : ○○ 移動 ○○ : ○○ 作業 ○○ : ○○ コミュニケーション ○○ : ○○ 集団参加 ○○ : ○○ 自己統制 ○○ : ○○	令和○年○月○日	県立○○特別支援学校
【備考】			

○適応機能に関する事項

言語の状況	言葉や指示の理解	内容は理解しているが、行動は気分左右されることがある。また、わかっていることも、一つ一つ指示されないとできないことが多い。
	挨拶や日常会話	挨拶は促されるとできるが自主的にはできない。会話は聞かれたことに単語で返答する事が多い。
	文字・数量の理解	小学校低学年の漢字の読み書き、文章理解ができる。表現力は乏しい。2桁の繰り上がり繰り下がりでの加減計算ができる。九九も覚えているが応用は難しい。
身辺処理等の状態	食 事	一人でできるが、人に不快な印象を与えないようマナーに気がついたり、栄養のバランスなどを考えた食事に気をつけることは難しい。
	衣服の着脱	一人でできるが、同じ下着で数日過ごすことがあったり、また、TPOに応じた服装を選択することは難しい。
	排 泄	一人でできるが、その後のみだしなみが不十分であったり、手洗いやハンカチの携帯が定着していない。
	交通機関及び公共施設等の利用	外出することが少なく、また、出かけても一人で自転車にのって移動できる範囲に限定され、交通機関等の利用の経験がほとんどない。コンビニなどで300円程度の買い物はできるが、いつも同じものを購入している。
対人関係	他者とのかかわり	興味関心の対象が幼く、同年齢の生徒とのかかわりはほとんどない。遊び相手は小学生の弟及び弟の友人など年下がほとんどである。
	集団への参加	同年齢の集団へは中々入れず孤立しがちである。通常の学級との交流及び共同学習も2年生あたりから、体育以外は行くことを拒むようになった。
	きまりやルールの理解	簡単なきまりは、時がたつと忘れてしまい、同じ失敗を繰り返してしまう。複雑なルールの遊びスポーツは理解できず入ろうとしない。
行動特徴	情緒の安定	大体安定しているが、本人がやや難しいと感じる場面になると、不安定になり癩癩をおこしたり、なにもせず固まってしまうことがある。
	こだわりや固執性	非常に興味が湧くとこだわりとなり、切り替えが難しくなることがある。
	注意の転導性及び衝動性	あまり関心がないこと、また、努力を要することに対して、集中することができず、すぐに飽きてしまい長続きしない。

診 断 名				
麻 痺			補装具の使用	
外 観	弛緩性・痙直性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんかん性・その他		義 肢	
起因部位	脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他		義 足	
種類及びその程度	知覚麻痺（脱失・鈍麻・過敏・異常） 運動麻痺		装 具	
反 射		上 肢	下 肢	松葉杖 車椅子 歩行器 その他 ( )
	右			
	左			
その他	排尿障害 ( 有 ・ 無 ) 排便障害 ( 有 ・ 無 )			
医療面・生活面での配慮	医療面 (要手術 ・ 要機能訓練 ・ 要装具改善 ・ 要長期観察等)			
	関係医療機関及び科名		医師氏名	
備 考	○ 生活面 (家庭・学校で) の留意事項			
	・ 障害部位の訓練： 否・要 ( )			
	・ 障害部位の使用制限： 無・有 ( )			
	・ 代償機能の開発： 否・要 ( )			
	・ 運動制限： 無・有 ( )			

肢体不自由に関する教育的診断の記録

食 事	全面介助・ <b>部分介助</b> ・介助不要	咀嚼が不十分できざみ食対応である。	
衣服の着脱	全面介助・ <b>部分介助</b> ・介助不要	かぶる上着はきることができるが、ボタンのあるものは難しい。	
排 泄	全面介助・ <b>部分介助</b> ・介助不要	時折失敗があり、定時に声かけが必要である。	
移動手段と状況	校内では主にPCWで移動しているが、体調によって、また状況によって車椅子を使用することがある。		
姿勢の保持	自力歩行、立位の保持は困難であるが、座位での体幹の保持は可能で比較的長い時間姿勢を保つことができる。		
操作能力(上肢)	左手に軽いまひがあるが、書字や描画においては大きな支障はない。画数の多い漢字を書写するときは時間がかかる。		
言 語	基本的な日常会話ができるが話の内容は幼く、一方的な面がある。		
認知及び学習面	国語は小学校低学年～中学年程度の漢字の読み書き、文章の理解力がある。数学は2桁の繰上り繰り下がりのある加減計算ができる。		
コミュニケーション手段と活用	言葉によるコミュニケーションが可能であり、自分から積極的に関わりを持とうとする。		
対人関係	慣れてくると自己中心的な面があるが、誰とでも人間関係を築くことができる。		
発作の程度と服薬	月に2～3回程度の軽いてんかん発作があり、朝晩服薬をしている。		
医療的ケア	<b>無</b> ・ 有 ( )		
併せ有する障害	知的障害		
検査の種類	検査結果	実施年月日	検査実施機関
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     ※ 「知的障害に関する専門的診断の記録」の記入例参照                 </div>			

病名	心身症
診断年月日	令和 ○年 ○月 ○日
医療機関・科名	○○病院 心療内科
病状	対人関係のトラブルがきっかけとなり、不眠、反復性腹痛、頭痛の症状が表れ始め、食欲不振により体重の低下が認められるようになる。上記病院を受診し「心身症」と診断され、2週間に1度の通院と1日2回の服薬を継続している。
制限事項	ささいな心理的な負担によっても症状が悪化するため、安定するまではストレスをできるだけ回避する必要がある。
学校生活上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活に慣れるまでは、安心して生活を送ることができる場であることを認識させる配慮が必要である。</li> <li>・ 生活リズムが乱れているため、適切なリズムを定着させる必要がある。</li> <li>・ 学習空白が生じているため学力保障が必要である。</li> <li>・ よりよい対人関係の形成のため、ソーシャルスキルを高める支援が必要である。</li> </ul>
備考	継続して通院し治療を要するとともに、医療と連携のもと病状の観察と、状態に応じたかかわりへの配慮が必要である。

主治医所見書

氏 名		男 ・ 女
生年月日		年 月 日
病 名		
医 師	病 状	
	学 校 で の 配 慮 事 項	
所 見		
備 考		
医療機関名・科名		年 月 日

## 特別支援学校就学に対する保護者の意向

保護者の意向	入学について	県立〇〇特別支援学校高等部への入学を希望している。
	対応について	訪問教育、 施設入所、 通学、 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">寄宿舍</span>

各判定資料について記載のとおり調査結果を報告します。

令和 〇年 〇月 〇日

高知県障害者教育支援委員会

教育相談委員 氏名 〇〇 〇〇 印

教育相談委員 氏名 〇〇 〇〇 印

※ 朱印は一部のみで、残り部数はコピーをお願いします。

市 (町村) 教育委員会 様

〇〇市 (町村) 立 学校長

通級による指導を希望する児童生徒について

このことについて、下記児童 (又は生徒) から希望がありましたので教育支援委員会で検討をお願いします。

記

ふりがな 氏 名	こうち たろう 高知 太郎	(性別) 男	生年月日	平成〇〇年〇月〇日
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高知県〇〇市〇〇町〇〇番地〇	保護者氏名	高知 花子	
在籍校	〇〇市立〇〇小学	通級による指導の対象であることがわかることを記載する。		第3学年
障害種別	病弱・身体虚弱	実施校	高知江の口特別支援学校	
指導を必要とする理由	<p>(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本児童は3年次に長期入院をしており、基礎体力が低下している。しかし、体力に応じた自己管理ができず、無理をしたときには、翌日欠席することがある。</li> <li>・自分の体調と向き合い、よりよい生活習慣を身につけることが必要である。</li> <li>・自分の気持ちを上手く伝える方法を学び、他者との関係改善を図る必要がある。</li> </ul>			
検査等の状況	<p>1 実施済 (内容 WISCIV 〇〇〇・・・ 和〇年〇月〇日実施)</p> <p>2 未実施</p>			
その他	<p>病状の改善に向けて、必要とされる自立活動の指導について記載する。</p> <p>各関係機関との連携や支援会等、特記事項があれば記入する。</p>			

参考様式1

文 書 番 号  
年 月 日

市 (町村) 教育委員会 様

〇〇市 (町村) 立 学校長

通級による指導を希望する児童生徒について

このことについて、下記児童 (又は生徒) から希望がありましたので教育支援委員会で検討をお願いします。

記				
ふりがな 氏 名	とさ よしこ 土佐 良子	(性別) 男	生年月日	平成〇〇年〇月〇日
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高知県〇〇市〇〇町〇〇番地〇		保護者氏名	土佐 次郎
在籍校	〇〇市立〇〇	通級による指導の対象であることがわかることを記載する。		第2学年
障害種別	病弱・身体虚弱	実施校	高知江の口特別支援学校	
指導を必要とする理由	(記入例) ・本生徒は対人関係のトラブルも多く、中学1年夏ごろより不登校傾向がみられるようになった。1年冬頃からは、頭痛、めまい、腹痛等の身体症状もみられている。 ・自分の気持ちを上手く伝える方法を学び、他者との関係改善を図る必要がある。 ・無理をして我慢することで、ストレスをため込むことがある。自分の体調を理解し、ストレスの対処法を身に付ける必要がある。			
検査等の状況	1 実施済 (内容 WISCIV 〇〇〇・・・・) 2 未実施			
その他	各関係機関との連携や支援会等、特記事項があれば記入する。			

様式1

文書番号  
年 月 日高知県教育委員会事務局  
特別支援教育課長 様

〇〇市(町村) 教育長

特別支援学校における「通級による指導」の対象者について(通知)

下記児童(又は生徒)について、教育支援委員会で検討を行い「通級による指導」の対象として決定しました。特別支援学校での「通級による指導」の開始をお願いします。

記

正確に記入

ふりがな 氏 名	こうち さぶろう 高知 三郎	(性別) 男	生年月日	平成〇〇年〇月〇日
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高知県〇〇市〇〇町〇〇番地〇		保護者氏名	高知 大輔
在籍校	〇〇市立〇〇中学校		学年	第1学年
障害種別	病弱・身体虚弱		実施校	高知江の口特別支援学校
通級による 指導を必要 とする理由	・本生徒は・・・・・・ <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 5px 0;">           学校から聞きとり、就学相談の内容、教育支援委員会の内容            等を踏まえ、判断の理由等を記入         </div> ・・・・・これらのことから、病弱教育における通級による指導が適切である。			
検査等の状況	WISCIV 〇〇〇・・・・・・ (令和〇年〇月〇日実施) S-M社会生活能力検査 〇〇〇・・・・・・ (令和〇年〇月〇日実施)			
留意事項	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;">           各関係機関との連携や支援会等、特記事項があれば記入する。         </div>			

Ⅶ 特別支援学級への入学・転学  
・退学に関する就学事務について

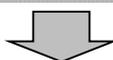
## 1 入学時に特別支援学級に入級する場合、または、児童生徒が年度替わりに特別支援学級に入級する場合

※小・中学校等における特別支援学級の設置及び入級に関することは、「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」（参考資料2を参照）に示されており、それに基づいた手続となります。

① 市町村等教育委員会は、保護者に対して多様な教育の場についての情報提供を行う。



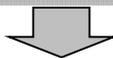
② 市町村等教育委員会における教育支援委員会に向けて、保護者・本人の意向、就学時健康診断の情報、医師の情報、教育相談（教育からの情報）の情報、幼稚園・保育所等の情報など、できるだけ多くの情報収集を行う。



③ 市町村等教育委員会は、教育支援委員会を開催し、適切な学びの場についての審議を行う。



④ 市町村等教育委員会は、これまで収集した情報及び教育支援委員会の審議結果をもとに、適切な学びの場について、保護者と合意形成を図る。



⑤ 市町村等教育委員会は、特別支援学級編制計画書を作成し、高知県教育委員会に提出する。

**就学の前年度の10月末日までの提出を厳守！！**



⑥ 特別支援学級編制計画書の確認終了後、市町村等教育委員会は、保護者に入学通知を行う。

**就学の年度の1月末日までに通知**



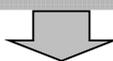
⑦ 市町村等教育委員会は、特別支援学級編制届を作成し、高知県教育委員会に提出する。

**当該年度の4月15日までに提出**

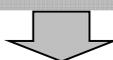
## 2 児童生徒が年度途中で特別支援学級へ入級する場合

※年度途中に入級が可能になるのは、その学校に対象の障害の特別支援学級が年度当初から設置されている場合になります。

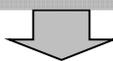
① 保護者は、学校及び市町村等教育委員会に対して入級希望の意志を伝える。



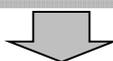
② 学校及び市町村等教育委員会は、保護者に対して多様な学びの場についての情報提供を行う。



③ 市町村等教育委員会における教育支援委員会（就学指導委員会）に向けて、保護者・本人の意向、就学時健康診断の情報、医師の情報、教育相談（教育からの情報）の情報、幼稚園・保育所等の情報など、できるだけ多くの情報収集を行う。



④ 市町村等教育委員会は、教育支援委員会から、適切な学びの場について意見を聴取する。



⑤ 市町村等教育委員会は、これまで収集した情報及び教育支援委員会の意見をもとに、適切な学びの場について、保護者と合意形成を図る。



⑥ 市町村等教育委員会は、高知県教育委員会に「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」による第2号様式の4及び第4号様式の2を作成し、提出する。



⑦ 県教育委員会は提出資料を確認し、入級の通知を市町村等教育委員会に送付する。



⑧ 市町村等教育委員会は、保護者及び学校に対して特別支援学級への入級を通知し、学齢簿に記載する。

### 3 児童生徒が年度途中で特別支援学級から通常の学級へもどる場合

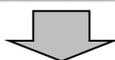
① 保護者は、学校及び市町村等教育委員会に対して意志を伝える。



② 市町村等教育委員会は、県教育委員会に情報提供し、「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」による第4号様式の2を作成し提出する。



③ 県教育委員会は提出資料を確認し、確認済み在市町村等教育委員会に連絡する。



④ 市町村等教育委員会は、保護者及び学校に対して通知し、学齢簿に記載する。

# 特別支援学級編制計画書

第 1 号様式～第 6 号様式

年度特別支援学級編制計画書

教育委員会

1 特別支援学級を編制しようとする学校

1 No.	2 学 校 名	3 全校児童 生徒数	4 特別支援学級 児童生徒数	5 特別支援学級 入級率(4/3)	6 編 制 予 定 特別支援学級数	7 前年度設置 特別支援学級数	8 備 考
				%			
合計			人		学級	学級	

◎ 前年度設置特別支援学級数は、本計画書の年度の前年度の数を記入する。

2 市町村の特別支援教育推進計画及びその方針（予算措置を含む。）

3 障害の種類、程度の判断及び教育支援の充実に関する組織及び活動状況

4 その他参考となる事項

年度特別支援学級編制計画書

学校名 立 学校  
 学校長名

特別支援学級編制の概要

障害種別	学級の名称	学年別児童生徒数							既・新、 増設の別	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		

◎ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

障害種別		学級の名称 (含予定)	
------	--	----------------	--

1 学校長の特別支援学級経営方針

① 特別支援学級設置の方針（学校経営における特別支援学級の位置づけ）

② 特別支援学級設置の目的（特別支援学級にどのような教育効果を期待するか）

③ 特別支援学級に対する配慮（教員の共通理解、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習、地域社会の理解、啓発及び協力体制の確立等）

④ 指導の方針（児童生徒の実態に即し、特に重点とする事項）

2 教育課程の概要

① 教育課程編成の方針

② 授業時数等（週当たりの時数、1単位時間は 分）

指導形態 担当区分		各教科等を 合わせた指導 によるもの				教科等別の指導によるもの										自立活動	総合的な学習の時間	計	
特別支援 学級で課 する授業	特別支援学級 担任が担当																		
	特別支援学級担任 以外の教員が担当																		
通常の学 級で課す る授業	特別支援学級 担任が付き添う																		
	特別支援学級担任 が付き添わない																		

③ 教科用図書に関する配慮

④ 日課表（年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。）

時刻 曜										
月										
火										
水										
木										
金										

(弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害) 特別支援学級用

学校名 立 学校

障害種別

2 教育課程の概要

① 教育課程編成の方針

② 授業時数等 (週当たりの時数、1 単位時間は 分)

指導形態 担当区分		教科等別の指導によるもの													自立活動	総合的な学習の時間	計
特別支援学級で課する授業	特別支援学級担任が担当																
	特別支援学級担任以外の教員が担当																
通常の学級で課する授業	特別支援学級担任が付き添う																
	特別支援学級担任が付き添わない																

③ 教科用図書に関する配慮

④ 日課表 (年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻 曜																	
月																	
火																	
水																	
木																	
金																	

学 級 別 編 制 予 定 児 童 生 徒 名 簿

学校名 立 学校

障 害 種 別		学級の名称(含予定)	
---------	--	------------	--

No.	学年	氏 名	年齢	性別	障 害 の 状 況		特別支援学級入級 年月日（含予定）	備 考
					併せ有する障害	その他特記事項		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

- ① 2以上の学級を編制しようとする場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。
- ② 低学年から順に記入する。
- ③ 学年、年齢等は編制する年度当初の見込とする。
- ④ 新しく特別支援学級に編制しようとする者、又は過年度の編制計画以後に入級した者については第2号様式の4による児童生徒調査書を添付すること。（※注 設置要項第18条第2項参照）
- ⑤ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。
- ⑥ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。（例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など）

第2号様式の4（第17条、第18条関係）

㊫ 特別支援学級編制対象児童生徒調査書

教育委員会名

学 校 名

学校

作成年月日	年 月 日		作成者 職名・氏名								
児童生徒	氏 名				生年月日	年 月 日			性 別		
	現住所				保護者名						
教育対応 (含予定) ※ 該当学年にレをつける	学 校 種 別	小 学 校					中 学 校				
	学 年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
	特別支援学級在級学年										
就学猶予、免除の記録					学校教育法施行令 第22条の3 ※ 該当者は○をつける						
障 害 の 種 類											
標準検査 の 記 録	種別	名 称	結 果		検査年月日		検査実施機関等				
障害と関係があるとみられる生育歴、相談歴等											
学 習 の 状 況											

行動の特徴など	
特別支援学級入級に対する保護者の意向	
教育支援委員会における審議・判断	
教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見	

<作成上の留意点>

- ◎ 公的な教育機関（県立特別支援学校、市町村（学校組合）の教育相談機関等）の教育相談の結果に基づき、市町村（学校組合）教育委員会の責任のもと、新たに当該学校の特別支援学級に入級を予定する児童生徒、また、既に特別支援学級に入級していたものが、状況の変化等により異なる障害種別の特別支援学級に入級を予定する児童生徒一人一人について作成すること。
- ◎ 医療機関の診断書等は必要に応じて参考資料として添付してもよい。
- ◎ 特別支援学級在級学年欄には、該当欄にレ印を記入すること。
- ◎ 学校教育法施行令第22条の3の欄には、該当者のみ○印を記入すること。
- ◎ 障害の種類が知的障害である場合の標準検査の記録は、個別式知能検査（実施後2年以内のもの）、個別式知能検査が適切でない場合は発達検査のいずれか、及び社会生活能力検査の結果を記入すること。
- ◎ 「教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見」の欄については、児童生徒の障害の状況が、特別支援学級の障害の種類及び程度に該当していること、また、特別支援学級における教育対応の必要性について、具体的に記入すること。

教室配置図及び内部見取図

学校名 立 学校  
障害種別

1 教室配置図

- ◎ 特別支援学級の教室を○で囲む、矢印で示すなど分かりやすく表示すること。
- ◎ 学校要覧の校舎配置図等を貼り付ける、あるいは別紙で添付してもよい。

2 教室内部見取図

第2号様式の6（第17条関係）

病院等に教員を派遣して教育を行う  
特別支援学級設置に関する意見書

病院等長名

病院等の名称			
所在地	電話		
障害種別		設置しようとする学級	小 中 計 学級

1 病院等と当該特別支援学級の属する学校との連絡や提携

2 病院等の職員と特別支援学級担任教員相互の職務上の関連

3 病院等内に教員を派遣して教育を行う特別支援学級設置に関する病院等長の意見等

第2号様式の7（第17条関係）

個人別の課題と自立活動の指導

学校名 立 学校  
児童生徒学年・氏名  
作成年月日 年 月 日

1 次年度に特別支援学級在籍を継続するうえでの情緒面の課題について

--

2 自立活動の時間における指導について

指導内容	成果と今後の課題

◎ 「自立活動の時間における指導」については、特別支援学校学習指導要領に示された自立活動の内容の区分、項目に則って記入してください。

年 月 日

高知県教育委員会 様

教育委員会名

年度特別支援学級編制届

うえのことについては、下記のとおり編制しましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

No.	学 校 名	障 害 種 別	学 級 数	備 考
合計	校		学級	

◎ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

年度特別支援学級編制状況

学校長名

学 校 等 名	学 校 等 長 名	特別支援学級 入 級 率		障 害 種 別	特別支援学級の授業を担当する教員													
		全 校 児 童 生 徒 数	特 別 支 援 学 級 児 童 生 徒 数		職 名	氏 名	年 齢	性 別	教 職 年 数		特 別 支 援 学 校 免 許 状	担 当 授 業 時 数						
									通 算	特 別 支 援		特別支援学級を担当する時数		通 常 の 学 級 を 担 当 す る 時 数				
												教 科 等 名	時 数					
立	( )	a	b															
学 校	( )	人	人															
		b / a																

- ① 本校、分室、障害種別ごとに別葉とする。特別支援学級児童生徒数も障害種別ごとに記入する。
- ② 病院等名の欄については、病院等内に特別支援学級を設置している場合について記入する。
- ③ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。
- ④ 授業を担当する教員については、特別支援学級担任教員は特別支援学級で課する授業と通常の学級で課する授業に付き添う場合を合わせて記入、特別支援学級担任以外の教員は、特別支援学級で課する授業のみ記入し、氏名に（ ）を付すること。
- ⑤ 特別支援学校免許状の欄については、視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭1種免許を所持する場合は「視覚1」のごとく、特別支援教育領域（視覚、聴覚、知的・肢体不自由・病弱）と1種、2種、専修の別を記入する。所持しない場合は「無」と記入する。
- ⑥ 年齢は年度当初とし、教職年数は前年度末までの年数とする。講師の教職年数は0とする。

学 級 別 児 童 生 徒 名 簿

学校名 \_\_\_\_\_ 立 \_\_\_\_\_ 学校  
 学級の障害種別 \_\_\_\_\_

学級の名称		児童生徒に課するすべての授業時数			(週)	時	学級担任氏名	
No.	学年	氏 名	年 齢	性 別	障 害 の 状 況		特別支援学級 入級年月日	備 考
					併せ有する障害	その他特記事項		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

- ① 2以上の特別支援学級を編制している場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。
- ② 低学年から順に記入する。
- ③ 年齢は年度当初とする。
- ④ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。
- ⑤ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。（例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など）

年 月 日

高知県教育長 様

教育委員会名

教育長名

特別支援学級担任教員変更届の提出について

うえのことについて、別添のとおり変更がありましたので届書を提出します。

関係学校

※ 第6号様式特別支援学級担任教員変更届を2部添付すること。

年 月 日

高知県教育長 様

学 校 名 立 学校  
 学校長名  
 障害種別

特別支援学級担任教員変更届

うえのことについて、下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

	職 名	氏 名	担 当 期 間
前担任教員			年 月 日まで
新担任教員			年 月 日から
変 更 の 理 由			
新担任教員の特別 支援学級授業時数 (週あたり)			時間

※ 市町村教育委員会へ3部提出

# 特別支援学級編制計画書

## 記入のポイント

第2号様式の2  
(教育課程の概要)

第2号様式の3

第2号様式の4

第2号様式の7

第4号様式の1

第4号様式の2

2 教育課程の概要

①教育課程編成の方針

指導の形態として教科等を合わせた指導が効果的な場合に編成されるものである。そのため児童生徒の実態により時数が0となることもある。

② 授業時数等 (週当たりの時数、時間、分)

指導形態 担当区分		各教科等を合わせた指導によるもの			教科等別の指導によるもの										自立活動	総合的な学習の時間	計
		生活単元学習	作業学習	日常生活の指導	国語	数学	音楽	美術	保健体育	外国語	職業・家庭	道徳	特別活動				
特別支援学級で課する授業	特別支援学級担任が担当	2	6	3	4	3								2			22
	特別支援学級担任以外の教員が担当									1							1
通常の学級で課する授業	特別支援学級担任が付き添う															2	2
	特別支援学級担任が付き添わない										1	1	2				4

この2つの時数の合計が特別支援学級担任の持ち時間となり、第4号様式1に記入することになる

この時数を担当する教員は、第4号様式の1に( )付きで記入する。

この時数を担当する教員については、4号様式の1には記入しない。

※自立活動の時間の指導は担任が担当する。(含む弱視、難聴、肢、病、自・情、言語)

③ 教科用図書に  
・文部科学省検  
・学校教育法附

④ 日課表 (年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻 曜													
月													
火													
水													
木													
金													

学級別編制予定児童生徒名簿

障害種別		知的障害			特別支援学級の障害種で、当該障害種以外に、併せ有している障害種名を記載する。		指導要録に記載する名称 学校名 ○○立 △△中学校 学級の名称(含予定) ひまわり学級	
No.	学年	氏名	年齢	性別	障害の状況		特別支援学級入級年月日(含予定)	備考
					併せ有する障害	その他特記事項		
1	1	土佐 龍馬	12	男	肢体不自由	二分脊椎	令和2年4月1日	H26.4.1入級 (◇◇小)
2	2	安芸 柚子	13	女			平成31年4月1日	
3								
6								
7								
8								

学年は、編制する年度当初の見込みとする。また、低学年から順に記載する。

年齢は、編制する年度の4月1日現在とする。

当該学校での入級年月日

進学、転入の場合は、前籍校での入級年月日を記入する。

- ① 2以上の学級を編制しようとする場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。
- ② 低学年から順に記入する。
- ③ 学年、年齢等は編制する年度当初の見込とする。
- ④ 新しく特別支援学級に編制しようとする者、又は過年度の編制計画以後に入級した者については第2号様式の4による児童生徒調査書を添付すること。（※注 設置要項第18条第2項参照）
- ⑤ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。
- ⑥ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。（例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など）

第2号様式の4（第17条、第18条関係）

㊫ 特別支援学級編制対象児童生徒調査書

教育委員会名

学 校 名

学校

作成年月日	年 月 日		作成者 職名・氏名									
児童生徒	氏 名	<p>名前：一部学校に記入してもらった場合でも、教育委員会の作成者の名前を記入する。 職名：研修指導員が記入者の場合は、「教諭（研修指導員）」と記入する。</p>										
	現住所											
※	教育委員会		学 校 種 別			小 学 校			中 学 校			
	小中学校ととして、確認が可能な限り過去にさかのぼって記入する。		1	2	3	4	5	6	1	2	3	
	特別支援学級在級学年		✓	✓								
就学猶予、免除の記録							学校教育法施行令 第22条の3 ※ 該当者は○をつける					
障 害 の 種 類	知的障害											
標準検査 の 記 録	種別	名 称	結 果			検査年月日			検査実施機関等			
	知能検査	田中ビネーV	CA 5 : 9 MA 3 : 0 IQ 5 2			R○.○.○			○○ 特別支援学校			
	社会性の 検査	S-M社会生活 能力検査	CA 5 : 9 SA 3 : 6 SQ 6 3 (領域別社会生活年齢) 身辺自立 3 : 8 移動 3 : 4、作業 3 : 5 コミ ュニケーション 3 : 1 0 集団参加 3 : 3 自己統制 3 : 1			R○.○.○			○○ 特別支援学校			
	検査によって、IQやSQといった全体の指標以外にも詳細を表す指標がある場合にはその指標も記載する。											
障害と関係があるとみられる生育歴、相談歴等	○歳○ヶ月に療育福祉センターにて精神発達遅滞の診断を受けている。											

学 習 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2語文～3語文程度の話は理解できるが、集団で活動するときに保育士の指示を聞いて行動に移すことが難しく、加配保育士に促されて行動することが多い。</li> <li>・ 人の絵は頭足人で、ハサミで線を意識して切ることはできない。</li> </ul>
行動の特徴など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排便の始末は、まだ一人ではできない。</li> <li>・ 衣服の表裏、前後、靴の左右の意識がないが、保育士が目印を見せて促せば直すことができる。</li> <li>・ 友だちのまねをしながら遊んでいるが、遊びの中で友だちとのやり取りは少ない。順番のルールが分からず、友だちとトラブルになることもある。</li> </ul>
特別支援学級入級に対する保護者の意向	知的障害特別支援学級への入級を希望している。
教育支援委員会における審議・判断	知的障害特別支援学級で、本児の発達段階や特性に十分配慮しながら指導を受けることが適切である。
教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見	<p>※このケースの場合、知的障害特別支援学級での教育的対応について記述する。</p> <p>これまで記載した内容を総合すると、知的障害特別支援学級に入級し、本児の特性に合った指導を行うことが適切であると判断する。</p>

<作成上の留意点>

- ◎ 公的な教育機関（県立特別支援学校、市町村（学校組合）の教育相談機関等）の教育相談の結果に基づき、市町村（学校組合）教育委員会の責任のもと、新たに当該学校の特別支援学級に入級を予定する児童生徒、また、既に特別支援学級に入級していたものが、状況の変化等により異なる障害種別の特別支援学級に入級を予定する児童生徒一人一人について作成すること。
- ◎ 医療機関の診断書等は必要に応じて参考資料として添付してもよい。
- ◎ 特別支援学級在級学年欄には、該当欄にレ印を記入すること。
- ◎ 学校教育法施行令第22条の3の欄には、該当者のみ○印を記入すること。
- ◎ 障害の種類が知的障害である場合の標準検査の記録は、個別式知能検査（実施後2年以内のもの）、個別式知能検査が適切でない場合は発達検査のいずれか、及び社会生活能力検査の結果を記入すること。
- ◎ 「教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見」の欄については、児童生徒の障害の状況が、特別支援学級の障害の種類及び程度に該当していること、また、特別支援学級における教育対応の必要性について、具体的に記入すること。



年度特別支援学級編制状況

学校

編制計画書(第2号様式の2)で提出した授業時数から、著しい変更がある場合は説明を求めることがあります。

当初の本務者氏名を記載する。

全障害種を合算する。

障害種別の人数を記入する。

講師の教職年数は0とする。

教科等名を過不足なく記載する。

特別支援学校免許状を有している場合は、特別支援教育領域と1種、2種、専修の別を記入する。従前の盲学校教諭免許を有している場合は視覚、聾学校教諭免許を有している場合は聴覚、養護学校教諭免許状を有している場合は知的・肢体不自由・病弱を有しているとみなして記載する。

学級担任は当該学級に在籍する最上級学年児童生徒の過当たりの総時間数に対し、半数以上の授業時数について特別支援学級を担当することが必要です。ただし、当該学級に複数の児童生徒が在籍している場合には、この欄に記入される時数について半数を下回る場合も考えられます。

学(病院等名)	学(病院等長名)	特別支援学級入級率		障害種別	職名	氏名	年齢	性別	教職年数		特別支援学校免許状	担当授業時数		
		全校児童生徒数	特別支援学級児童生徒数						通算	特別支援		特別支援学級を担当する時数		通常の学級を担当する時数
												教科等名	時数	
〇〇立△△中学校	(高知太郎)	a	b	知的障害	教諭	□□〇子	37	女	13	5	知肢病1	日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、国語、数学、道徳、特活、総合的な学習の時間	20	8
		632人	2人		講師	(〇〇□子)	32	女	0	0	無	生活単元学習、作業学習		12
		b/a			教諭	(◇◇〇男)	48	男	26	0	無	学習、保健		12

- 本校、分室、障害種別ごとに別業とする。特別支援学級児童生徒
- 病院等名の欄については、病院等内に特別支援学級を設置して
- 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難
- 授業を担当する教員については、特別支援学級担任教員は特別支援学級で課する授業と通常の学級で課合わせて記入、特別支援学級担任以外の教員は、特別支援学級で課する授業のみ記入し、氏名に(
- 特別支援学校免許状の欄については、視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭1種免許を所持する場合は「視覚1」のごとく、特別支援教育領域(視覚、聴覚、知的・肢体不自由・病弱)と1種、2種、専修の別を記入する。所持しない場合は「無」と記入する。
- 年齢は年度当初とし、教職年数は前年度末までの年数とする。講師の教職年数は0とする。

学 級 別 児 童 生 徒 名 簿

学校名 ○○立 △△中学校  
 学級の障害種別 知的障害

指導要録に記載する名称

学級の名称		ひまわり学級			児童生徒に課するすべての授業時数		(週)	29時	学級担任氏名		□□ ○子 印
No.	学年	氏名	年齢	性別	障害の状況		当該学校での入級年月日		特 入 級 年 月 日		
					併せ有する障害	その他特記事項					
1	1	土佐 龍馬	12	男	肢体不自由	二分脊椎	令和2年4月1日	H26.4.1入級 (◇◇小)			
2	2	安芸 柚子	13	女			4月1日				
3											
6											
7											
8											

学年は、編制する年度当初の見込みとする。また、**低学年から順に記載**する。

年齢は、編制する年度の4月1日現在とする。

**特別支援学級の障害種  
 で、当該障害種以外に、併  
 せ有している障害種名のみ  
 記載する。**

**特別支援学級の障害種以  
 外で、併せ有する障害に  
 関する診断名はこちらに  
 記載する。**

**進学、転入の場合は、前  
 籍校での入級年月日を  
 記入する。**

- ① 2以上の特別支援学級を編制している場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。
- ② 低学年から順に記入する。
- ③ 年齢は年度当初とする。
- ④ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。
- ⑤ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

## 小・中・義務教育学校が実施する通級による指導について

通級による指導は、障害に応じた特別な指導が必要とする児童生徒に対し、通常の学級に在籍したまま、特別の教育課程を編成し行います。通常の学級に加えて学級設置が必要となる特別支援学級とは異なり、実施にあたり事前に県教育委員会への実施計画等の書類の提出は必要ありません。（ただし、県内における実施状況を把握するため、県教育委員会では実施している市町村に年度当初の実施状況に関する情報提供をお願いしています。）

通級による指導を行うかどうかの判断は、当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから在籍校の校長が行うことになります。

判断を行うに当たっては、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級と同様に、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、「障害のある子供の教育支援の手引」に示された通級による指導の対象となるかどうか、総合的な見地から判断することが必要です。また、障害のある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、教育委員会が設置する教育支援委員会の意見等も十分に考慮する必要があります。加えて、どこの学校で通級による指導を実施するか、当該学校までの通学に要する時間はどの程度かなどを総合的に考慮することも必要になることから、設置者である教育委員会とも十分に連携を図ることが重要になります。

通級による指導を終了する際の判断についても、教育委員会やその設置する教育支援委員会等と十分に連携し、児童生徒の在籍校の校長が行うことになります。また、他校通級の場合には、その判断に当たって、通級による指導を行っている学校の校長の意見を踏まえることも、その判断の適性を期するために必要となります。

参考：『障害に応じた通級による指導の手引 ●解説と Q&A ●』（文部科学省編著）

特別支援教育課  
マスコットキャラ  
「ユニバーさる」



## VIII 障害のある子供の就学事務に関する Q&A



《就学相談に関すること》

Q1

本人・保護者との就学相談を開始するにあたり、気を付けておくことはありますか。

A：保護者は、子供の就学について大きな不安を抱えて相談に参加します。市町村等の教育委員会が自分の子供の話を受け入れようとする姿勢が見られなければ、心を開いて相談することはできません。就学相談を開始するにあたっては、障害の程度に関係なく「地域で育つ子」という姿勢で、まず保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に寄り添うことが重要です。

そして、保護者と一緒に子供の得意なところを伸ばし、苦手なところを少なくするためにこれからどのような教育を行うのか、学校卒業時にどのような姿をめざすのかなど、成長を支えるパートナーという姿勢で共感的理解に努める必要があります。この姿勢は学校の教職員も同様です。教育委員会と学校の姿勢や説明内容に違いがあると保護者の不安は増し、学校への信頼を失う可能性があることに留意することが必要です。

また、今後の就学相談や手続き等の流れについて説明し、保護者が就学までの見通しをもつことができるようにすることが必要です。

Q2

就学先決定について保護者と合意形成に至らない場合は、どうすればよいでしょうか。

A：合意形成を図るためには、保護者の不安や疑問を丁寧に聞き取ること、そして、学校卒業後の生活に向けて、課題だけではなく、子供の強みを意識していただくことが大切です。そうすることで、今伸ばす必要がある力について整理し、就学後も子供の成長に応じて柔軟に「学びの場」や教育課程を変更することが可能です。また、毎年、適切な就学先について考えていくことができることを説明したりすることで、保護者に長期的な視点をもって子供の成長について考えるよう促すことも大切です。

なお、困難事例については、必要に応じて県教育委員会が設置している高知県障害者教育支援委員会で検討し助言を行うことも可能です。県教育委員会事務局特別支援教育課にご相談ください。

Q3

保護者から就学先での具体的支援や配慮について、すぐに対応できないような要望があった場合、どのように伝えるとよいでしょうか？

A：「障害者の権利に関する条約」では、合理的配慮の不提供は、障害を理由とする差別に含まれるとされ、いわゆる「障害者差別解消法」では合理的配慮の提供を国及び地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での合理的配慮については、本人・保護者の要望を受け、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面も勘案しながら必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるのか等について検討し、保護者と合意形成を図った上で決定し提供していく必要があります。

そのため、すぐに対応できない場合でも「できることは何か」「どのような工夫ができるか」とい

ったことを検討し、代替案を保護者に伝えるなどして保護者との合意形成を図っていくことが重要です。

Q4	障害のある子供の就学先を決定するに当たって、保護者の意向は反映されないのでしょうか。
----	--

A：学校教育法施行令第18条の2において、障害のある子供の就学先決定に当たって保護者の意見を聴くことが市町村等の教育委員会には義務付けられています。また、障害者基本法第16条第2項においては、保護者の意向尊重について以下のように規定されています。

【障害者基本法第16条第2項】  
国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

このように、市町村等の教育委員会には障害のある子供の就学先決定の権限と責任があるので、障害のある子供とその保護者に十分な情報提供を行うとともに、その意向を可能な限り尊重しなければなりません。ただし、この条文では「前項の目的を達成するため」と書かれおり、「前項の目的」である「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことを実現するためには、専門家の意見聴取の重要性も指摘されており、「保護者の意向＝就学先」とは、必ずしもならないことに留意することが必要です。 障害のある子供が十分な教育が受けられるためには、早い段階から市町村等の教育委員会の就学相談を受け、十分な情報を提供してもらうとともに、学校見学などを通してお子さんが十分な教育が受けられるところはどこかについて、市町村等の教育委員会と一緒によく考えていくことが大切です。

Q5	義務教育のお子さんが他県から年度途中で高知県に転居を予定していますが、引っ越しまで「学校見学」や面談が十分行えません。どのようにすればよいでしょうか。
----	---

A：他県からの転入では、十分に相談ができない場合があります。そのような転学相談に当たっては、まず、両市町村等の教育委員会が十分連絡を取り合い、「学校見学」や面談など、直接に相談ができない状況を補完するように努める必要があります。

特に、転入先の確認は当然ですが、障害のある子供の障害の種類や程度、発達の状況や学校生活の様子、保護者や本人の希望等を把握した上で新しい学校に転入できるように努めます。

なお、資料等を送付する場合は、必ず、保護者の同意を得てから行います。

Q6	新学齢児が、3月末に他の市町村に引っ越しをする予定ですが、県立特別支援学校への就学を希望されています。どのように進めていけばよいでしょうか。
----	--

A：就学先の決定は、住所の存する市町村等の教育委員会が責任をもって行うことが原則です。しかし、転入の日程や転入先の住所が確定している場合などは、転入先の教育委員会で進めることもあります。その場合においても、転居予定があっても転居日が確定していない場合、（例えば年度末など）は、現在の住所で手続きをします。住所が決まっている場合は、現住所の下に新住所を記入しておいてください。まずは、電話で県教育委員会と情報共有をお願いします。

Q7

知的障害特別支援学校に入学するためには、療育手帳が必要ですか。

A：就学先決定に関しては、手帳の有無や等級のみで判断することはできません。手帳の有無や等級は、子供の状態を把握する一つの情報と捉えることが重要です。

教育支援委員会では、子供の教育的ニーズの質や量について様々な情報を収集し、子供の力を伸ばすために必要な適切な指導及び必要な支援について検討を行い、地域の状況等を踏まえて、現時点で最も適当な「学びの場」を判断することが重要です。

※ 障害者手帳（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）は、障害の種類や程度に応じて様々な福祉サービスや支援措置を受けられるようにするために取得するものです。手帳の取得までは1～2ヶ月ほどかかります。（詳しくは、各市町村の福祉担当窓口にご相談ください）

Q8

特別支援学校の寄宿舎は希望すれば誰でも、入舎できますか。

A：寄宿舎は遠隔地や交通の不便さなどのために通学が困難な児童生徒のために設置されており、誰でも入舎できるものではありません。特に、「家庭での養育が困難なため」などの理由で入舎することはできません。

各学校において、入舎願いを出し、校長が入舎を許可します。

Q9

LD・ADHD・自閉症等の診断があれば、特別支援学級の対象となるのでしょうか。

A：診断の有無だけでは入級の条件を満たすわけではありません。

基本的には、通常の学級における合理的配慮で対応することが重要です。また、LD・ADHDについては、対象となる障害種の特別支援学級はないことから、特別な指導が必要な場合は、通級による指導での対応を検討することになります。診断があっても一人一人の実態は異なることから、連続した学びの場を用意し、適切な学びの場での対応が必要です。

Q10

重複障害の子供の就学相談は、どのように進めればいいでしょうか。

A：重複障害のある子供の就学相談は、まず、重複する各障害の程度や主たる障害が何であるかを十分に把握することが重要です。特に知的障害があると判断された場合、他の障害種の教育課程では、子供のニーズに十分対応することができません。知的障害を併せ有する子供の教育的ニーズを整理するに当たっては、各教科について、知的障害のある子供のための各教科を取り扱う必要があるかどうかを検討することが最も重要です。知的障害のある子供のための各教科の各段階における目標及び内容を取り扱う者に対しては、知的障害への教育的対応を基本とする検討が必要となります。その際、保護者には、教育課程の違いを十分説明し、理解を得ることが必要です。

また、必要に応じて、保護者の同意を得たうえで、それぞれの専門医の診断を受けることや、現在通園している関係機関等から参考となる情報を得ることも大切です。

そして、市町村等の教育支援委員会においては、それぞれの障害に関係する委員（特別支援学校の委員も含めて）参画を求め、専門的に複数の視点から慎重に進めていく必要があります。

Q11

医療的ケアの必要な児童生徒は、どこの特別支援学校でも受け入れ可能ですか。

A：県立特別支援学校では、学校へ通学して教育を受けることが可能な児童生徒は全日対応を原則としており、必要な医療的ケアについては、医療的ケア看護職員が対応します。（通学が困難な場合は、訪問教育の対象となり、日常的な医療的ケアは、原則保護者が行います。）

県立特別支援学校14校のうち、医療機関に併設している2校（高知若草特別支援学校土佐希望の家分校、高知江の口特別支援学校国立高知病院分校）については、医療機関と連携した緊急時の対応も可能であり、より安心、安全に教育を受けることができます。

なお、医療機関に併設していない特別支援学校においては、安全性の確保から次の要件を満たすこととしています。

- ①保護者から申し出がある場合で、主治医の同意があること。
- ②当該特別支援学校の教育課程を履修できること。
- ③緊急時の医療機関が定められ、対応が可能であること。
- ④自宅等からの通学生であり、緊急時に保護者と確実に連絡がとれること。

Q12

医療的ケアの必要な児童生徒の就学に関して、どのようなことに気をつけたらよいですか。また、県立特別支援学校の医療的ケアの手続きの流れについて教えてください。

A：令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮するということが、基本理念に示されています。

医療的ケア児の学びの場の検討については、児童生徒等の安全の確保が保障されていることを前提に、市町村教育委員会が総合的に就学先を決定しますが、本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重することが求められています。特別支援教育課ホームページに学校における医療的ケアのリーフレットを掲載していますので、保護者への説明時にご活用ください。

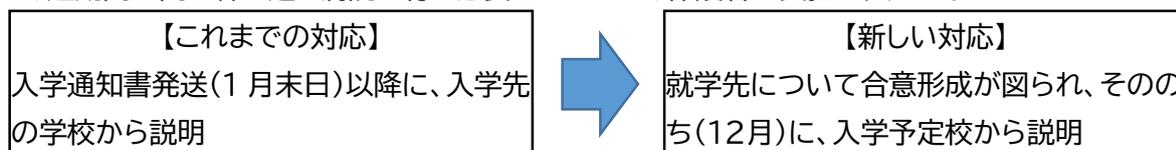
地域の小中学校や特別支援学校へ入学を希望されている幼児児童生徒がいる場合は、安心安全な学習環境を整えるために、施設面や看護師の配置などを検討する必要があります。そのため、市町村教育委員会は、年中からの学校見学など、早期からの就学に関する事前の相談・支援を行い、学びの場を丁寧に検討することが望まれます。県立特別支援学校を検討する場合は、検討段階から早期に県教育委員会への情報提供をお願いします。

また、県立特別支援学校への就学について保護者と合意形成した後、保護者負担軽減の観点から、医療的ケアに関する手続きの準備期間を12月に早めることができます。準備期間を早める場合の手続きの流れは次ページ（P123）を参照ください。

なお、医療的ケア全般に関しては、「県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」を参照してください。

## 医療的ケア児の就学までの流れ(事務手続)について(義務教育段階)

○医療的ケアの実施に必要な書類の準備について、主治医の意見書や指示書の作成が必要であり、短期間の間に繰り返し病院に行く必要があるため、保護者の負担が大きい。



○意見書や指示書の作成、準備の時間を確保することで、事務手続を円滑に進めることができる。

### 【医療的ケア児の就学までの流れについて】

- ① **市町村教育委員会が、保護者と就学先について合意形成を図る。**その際、市町村教育委員会は医療的ケア実施に必要な手続き(※1)について、保護者に説明し、連絡先を県教育委員会及び入学予定校に伝え、入学予定校から保護者に連絡することについて許諾を得る。
- ② 市町村教育委員会は、①を県教育委員会に報告し、県は、入学予定校に報告する。
- ③ 入学予定校は、保護者へ手続きの詳細(※2)について連絡(電話・文書)
- ④ 市町村教育委員会が該当者調書を県に提出(12月末日締め切り)

(※1)医療的ケアの実施手続きについて

・医療的ケアの実施手続きについて、円滑に事務手続きを進めるために、入学予定校より、実施手続きの流れなどについて連絡があります。

学校における医療的ケアの実施に向けては、以下の書類の準備が必要になります。

- ① 保護者の方に書いていただく『医療的ケア実施申請書』
- ② 医療機関で主治医に書いていただく『意見書』

①②の書類をもとに、医療的ケアの実施の可否について確認し、入学予定校で実施可能な医療的ケアについては、改めて医療機関で主治医に具体的な医療的ケアの実施について書いていただく③『指示書』が必要になります。

※医療機関によって、費用が発生する場合があります。

・主治医の『意見書』や、『指示書』については、書類作成に時間を要することが考えられますので、できるだけ早くから書類作成の準備をお願いできるよう、ご協力をお願いいたします。

(※2)医療的ケア実施手続きの流れ

時期	提出先(誰が→誰に)	内容
12月	市町村→保護者	特別支援学校入学について合意形成 医療的ケアの実施手続きについて概要の説明
12~1月上旬	入学予定校→保護者	医療的ケアについて手続きの説明 医療的ケアの実施に関する書類の発送
1月下旬	県→保護者	入学通知書の発送
2月上旬	保護者→入学先学校	医療的ケア実施申請書、主治医の意見書の提出(※3)
	入学先学校→保護者	医療的ケア実施内諾書、指示書の送付(医療的ケアが実施可能な場合)
3月下旬	保護者→入学先学校	主治医による指示書の提出
	入学先学校→保護者	医療的ケア実施承諾書の送付

(※3)準備した『医療的ケア実施申請書』と『意見書』の提出は、入学通知書の受取後になります。

《就学後の転学等の変更に関すること》

Q13

就学後の柔軟な学びの場の見直しや変更とは、どのようなことですか。

A：子供の学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）については、就学時点での決定を固定的に捉えるのではなく、それぞれの場において「子供の能力や特性に応じた指導・支援など適切な教育が行われ、子供が十分に自分の能力を発揮しながら学習や学校生活をしているか。」  
「学習意欲が低下したり、自己肯定感を下げたり、学校生活になじめていなかったりしていないか。また、そのことが要因で不適応状態になっていないか。」といった視点で、子供の就学後の学習や生活の適応状況等を確認し、必要に応じて子供に最も適切な学びの場を柔軟に見直していくことが大切です。

ただし、教育環境が大きく変わることは、子供にとって負担が大きく、学習の積み上げや友人関係が崩れる可能性があり、学びの場の変更が子供の不適応状況等の要因になりうることなどを考えると、安易な学びの場の変更は望ましくありません。そのため、就学時に市町村等の教育委員会が行う学びの場の決定は、とても重要です。

Q14

就学後の柔軟な学びの場の変更は、年度途中で可能ですか。

A：Q14に示すように、子供の学びの場の見直しや変更を行い、教育環境を大きく変えることは、子供にとって様々な負担を生じます。しかも年度途中で学びの場を変更することは、その負担をさらに大きなものにします。

また、教育課程は年間を通じて作成されており、学級編制や教員の配置も年間を通じて行われています。そのため、年度途中で学びの場を変える場合、教育課程や学級編制の変更や追加等の受け入れ体制を整える必要があり、場合によっては体制の整備が非常に困難なことがあります。年度途中に変更の必要がないよう、個別の教育支援計画等をもとに、見通しを持って年度当初に学びの場を決定するという視点も大切となります。

このようなことから、以下に示すような特別な理由がある場合を除いて、柔軟な学びの場の変更は年度単位で行うことが原則といえます。

【特別な理由の例】

①障害の状態の変化（悪化・回復など）や教育内容の変化等がある場合

- ・病気（発症・悪化など）事故などで障害が生じた場合
- ・治療等により障害の状態が改善した場合

②基礎的環境の変化等がある場合

- ・施設入所、転居などにより学校が変わる必要がある場合

③その他特別な事由があると教育委員会が判断した場合

※いずれの場合も本人・保護者、学校、教育委員会等で丁寧に説明や協議を行い、慎重に総合的な判断を行う必要がある。

Q15

県立特別支援学校高等部間及び高等学校間で、年度途中の転学はできますか。

A：原則、特別支援学校高等部及び高等学校間の転学については、特別な理由がある場合を除き基本的にはできません。（一度退学して次年度受検）

※特別な理由：転居や病状の変化等がある場合、そのことにより教育機会が保障されなくなる事を避けるため、学校長間で協議のうえ、受け入れ側となる学校が可能な場合には許可されることがあります。

【転校手続きについて】

- ・義務教育でないことから、市町村の住民基本台帳と連携させた学齢簿のような制度は設けられていませんので、校長に入学許可の決定権限が与えられており、「転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる」（学校則第19条）。となっています。
- ・転校のための連絡や手続きは学校間で行われますが、特別支援学校への転入学の場合は、22条の3に該当していることが原則であり、必要に応じて高知県障害者教育支援委員会の専門委員の審議判定をいただくようになっています。

Q16

病気により入院することになりました。義務教育段階、高等学校段階では、それぞれどのような教育対応がありますか。

A：病気等により入院している場合には、病院内において実施可能な教育対応を検討していきます。ただし、入院中は治療が優先されるため、教育を行うためには、主治医の許可が必要となります。

- ① 在籍校による指導・支援を継続して受ける（義務、高等学校）
  - ・ICT機器を活用した遠隔授業（同時双方向、オンデマンド）（参考資料8・9 p162～参照）
  - ・在籍校教員、学習支援員等による訪問支援、課題学習等
- ② 病院に併設している特別支援学校、特別支援学級に転学する（義務）
  - ・高知医療センター → 院内学級（高知市立三里小・中学校）
  - ・幡多けんみん病院 → 院内学級（宿毛市立山奈小学校、東中学校）
  - ・国立高知病院 → 高知江の口特別支援学校国立高知病院分校
  - ・高知大学医学部附属病院 → 高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校
- ③ 特別支援学校の教員を派遣して行われる訪問教育（特別支援学校への転学）を受ける（義務）
  - ・1回2時間、週3回の範囲内で訪問授業を実施することができます。ただし、病状や、受け入れる学校及び病院の状況により、実施できない場合があります。

IX 就学事務に係る参考資料  
(法令・通知等)

高知県心身障害者就学指導委員会規則をここに公布する。

○高知県障害者教育支援委員会規則

題名一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(昭和 51 年 3 月 5 日教育委員会規則第 1 号)

**改正** 昭和 53 年 11 月 14 日教育委員会規則第 7 号平成 9 年 3 月 25 日教育委員会規則第 10 号  
平成 11 年 3 月 30 日教育委員会規則第 14 号平成 15 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号  
平成 26 年 3 月 28 日教育委員会規則第 10 号

(設置)

第 1 条 障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、高知県障害者教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 障害の状態等の把握

全部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(2) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害の程度の判断  
〔[学校教育法施行令第 22 条の 3](#)〕

全部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(3) 教育相談

(4) 就学先の決定その他の教育支援に関する助言

全部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務  
〔[第 1 号](#)〕〔[第 2 号](#)〕〔[第 3 号](#)〕〔[第 4 号](#)〕

追加〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(組織)

第 3 条 委員会は、専門委員及び教育相談委員(以下「委員」という。)で組織し、その数は、35 人以内とする。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長(以下「教育長」という。)が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 医師

(3) 関係教育機関の職員

(4) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(専門部)

第 6 条 委員会に、次に掲げる専門部を置く。

- (1) 視覚障害部
- (2) 聴覚障害部
- (3) 知的障害部
- (4) 肢体不自由部
- (5) 病弱・虚弱部

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 2 前項各号に掲げる専門部のほか、必要があるときは、その他の専門部を置くことができる。

[\[前項第 1 号\]](#) [\[前項第 2 号\]](#) [\[前項第 3 号\]](#) [\[前項第 4 号\]](#) [\[前項第 5 号\]](#)

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 3 専門部に属する委員は、会長が指名する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(調査員)

第 7 条 専門部に、その任務に係る専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 3 調査員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(会議)

第 8 条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

4 会議は、非公開とする。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

(緊急な事項の処理)

第9条 会長は、緊急に処理を要する事項については、関係する専門部にその審議を求め、当該専門部の議決をもって委員会の議決に代えることができる。この場合において、会長は、次の委員会にその結果を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年11月14日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月25日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日教育委員会規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項

昭和54年7月9日

54教特第157号

改正 昭和55年10月9日 55教特第202号  
 昭和61年12月27日 61教特第226号  
 平成11年3月31日 10教障第234号  
 平成14年8月19日14高教障第235号  
 平成18年8月22日18高教特第282号  
 平成19年8月3日19高教特第254号  
 平成20年7月1日20高教特第169号  
 平成21年8月6日21高教特第244号  
 平成22年9月10日22高教特第329号  
 平成26年3月28日25高教特第715号  
 平成28年3月15日27高教特第789号  
 平成28年6月2日28高教特第176号  
 令和2年2月7日 元高教特第718号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この設置要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により編制する高知県内の公立小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 学級編制

(学級編制の時期)

第2条 特別支援学級は、原則として年度当初をもつて編制するものとする。

(学級編制の対象)

第3条 特別支援学級の編制の対象とする児童生徒の障害の種類及び程度については、平成25年10月4日付け文科初第756号「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（以下「第756号通知」という。）の趣旨に従って判断するものとする。

(教育支援委員会の設置)

第4条 市町村（学校組合を含む。以下同じ。）の教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、必要に応じ学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び第12条

並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条及び第9条第1項第5号に定める特別支援教育の対象となる児童生徒の判断及び適切な就学指導のための調査・審議機関（以下「教育支援委員会」という。）を第756号通知により設置するものとする。

（学級編制）

第5条 特別支援学級の1学級の児童生徒の数は、公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第4号）に定めるところによる。

第6条 同一の障害の特別支援学級を2学級以上設置する学校にあつては、学年段階に区分して編制することを原則とする。

（諸表簿）

第7条 特別支援学級に係る諸表簿の取扱い等については、当該学校の通常の学級の取扱いに準じて行うものとする。

（児童及び生徒の学習の場）

第8条 特別支援学級の児童生徒については、当該児童又は生徒の属する学年の通常の学級等との交流及び共同学習の時間を適切に設けるものとする。

（担当教員）

第9条 特別支援学級には、各学級ごとに専任の教員（以下「特別支援学級担任教員」という。）を置かなければならない。特別支援学級担任教員が特別支援学級及び通常の学級において特別支援学級の児童生徒に対して課する授業時数は、当該特別支援学級の児童生徒の総授業時数の半数以上とする。

2 特別支援学級担任教員の選任については、特に特別支援教育に対し深い理解及び関心を持ち、信望のあつた教員を充てるものとする。

3 特別支援学級には、特別支援学級担任教員のほか、教科等を担当する教員を置くことができる。

### 第3章 教育課程

（教育課程）

第10条 特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第138条の規定により、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として編成するものとする。

第11条 特別支援学級における教育課程の実施に関しては、原則として特別支援学級担任教員が教育課程の全般を担当するものとする。なお、障害種別や教科等により特に必要がある場合は、教育課程の一部を特別支援学級担任教員以外の教員が担当することができるものとする。

(学習成績の評価)

第12条 特別支援学級の児童生徒に対する学習成績の評価については、当該特別支援学級の教育課程に即して行わなければならない。

(指導要録の様式等)

第13条 特別支援学級の児童生徒に係る指導要録の様式、取扱い上の注意等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の趣旨に則って、各市町村教育委員会が定めるものとする。

#### 第4章 施設・設備等

(教室の位置及び面積)

第14条 特別支援学級の教室の位置は、当該特別支援学級の児童生徒の特性に適合した、教育上適切な場所に定めなければならない。

2 教室の面積は、当該学校の標準となる普通教室と同等又はそれ以上としなければならない。

(設備、備品等)

第15条 特別支援学級には、教育内容及び方法に即し、有効にして適切な設備、備品等を備えなければならない。

#### 第5章 設置

(整備計画)

第16条 市町村教育委員会は、当該区域内の地域的特性、学校及び児童生徒の実態等を勘案した特別支援学級整備計画を立て、その充実と適正配置に努めるものとする。

(学級編制手続)

第17条 特別支援学級の編制に当たっては、別記第1号様式及び別記第2号様式の1～6による特別支援学級編制計画書を、また自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒については別紙第2号様式の7を、それぞれ2部作成し、前年の10月末日までに高知県教育委員会事務局（以下「県教育委員会事務局」という。）へ提出しなければならない。ただし、知的障害特別支援学級に在籍する児童が、同一市町村内の中学校へ就学する場合は、特別な事情がある場合を除き、別記第2号様式の4を省略することができる。

2 前項の特別支援学級編制計画書提出以後において、その記載内容に異動を生じたときは、その都度速やかに理由を付して訂正しなければならない。

(学級編制届出)

第18条 特別支援学級を編制した市町村教育委員会は、別記第3号様式並びに別記第4号様式の1及び2による特別支援学級編制届をそれぞれ2部作成し、当該年度の4月15日までに県教育委員会事務局へ提出しなければならない。

2 前項の編制届提出以後において、特別支援学級担任教員及び特別支援学級で教科等を担当

する教員のうち、特別支援学級を担当する教員として給料の調整額の支給を受ける教員に異動を生じたときは、速やかに別記第5号様式及び別記第6号様式による特別支援学級担任教員変更届を、特別支援学級に編制する児童生徒の障害種別を変更しようとするとき若しくは新たに特別支援学級に入級させようとするときは、あらかじめ別記第2号様式の4及び第4号様式の2の特別支援学級編制対象児童生徒調査書、学級別児童生徒名簿をそれぞれ2部作成し、県教育委員会事務局へ提出しなければならない。ただし、同一市町村内における同一障害種別間での児童生徒の異動については、別記第2号様式の4を省略することができる。

〔附 則〕

この特殊学級設置要項は昭和55年9月27日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

ただし、第10条の規定のうち、中学校の教育課程に関する部分については昭和56年3月31日までは、なお従前の例による。

〔附 則〕

この特殊学級設置要項は、昭和61年12月27日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成14年8月19日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成18年8月22日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成19年8月3日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成21年8月6日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成22年9月10日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成26年5月2日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年6月2日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、令和2年2月7日から施行する。

## ○学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

## 第二節小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）
- 二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
- 五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を

除く。)

六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く）があるときは、当該学齢児童又は。学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

### 第三節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつ

て学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類)を送付しなければならない。

- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

- 2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるとき

は、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

- 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取第十八条の二市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く））において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

25文科初第655号  
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官  
山 中 伸 一

(印影印刷)

#### 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

#### 記

##### 第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育

学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

## 第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

### 1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

### 2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

### 3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校

以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

#### 4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

#### 5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

### 第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

#### 【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解

を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25 文科初第756 号  
平成25 年10 月4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第1 2 条  
第1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24 年7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25 年9 月1 日付け25 文科初第655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14 年5 月27 日付け14 文科初第291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12 条第1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

## 2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発

達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

#### カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

#### キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも

#### ② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

#### （2）通級による指導

学校教育法施行規則第条及び140 第141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際，通級による指導の特質に鑑み，個々の児童生徒について，通常の学級での適応性，通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

#### ① 障害の種類及び程度

##### ア 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

##### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第条の規140 定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学して

いる学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

#### 4 その他

##### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

##### (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

#### 第2 早期からの一貫した支援について

##### 1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

##### 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容

等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

### 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

### 4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること

3文科初第608号  
令和3年6月30日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 殿  
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛  
(公印省略)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）」が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10年）」の内容を充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

## 記

### 第1 改訂の基本方針

#### 1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

#### 2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

#### 3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

#### 4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

#### 5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

### 第2 改訂の要点

#### 1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、

の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

## 2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

### （1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

### （2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

#### ① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

#### ② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

### （3）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たってのプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

#### (4) 情報の引継ぎ（第3章の11 関係）

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

### 3 障害種毎に教育的対応の充実に資するよう解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実を図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）Ⅰ. 視覚障害、Ⅱ. 聴覚障害、Ⅲ. 知的障害、Ⅳ. 肢体不自由、Ⅴ. 病弱・身体虚弱、Ⅵ. 言語障害、Ⅶ. 自閉症、Ⅷ. 情緒障害、Ⅸ. 学習障害、Ⅹ. 注意欠陥多動性障害

### 第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

#### 1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築等について示したこと。

#### 2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

本手引や関係資料については、以下のURLに掲載されております。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

#### 【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線3195) E-mail: tokubetu@mext.go.jp

4文科初第375号  
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長 殿  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長  
伯井美德

#### 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

## 記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面だけに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

### 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
  - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
  - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
  - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとして記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保すべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

### 第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)

E-mail: zaimu@mext.go.jp

4 文科初第 2 5 6 5 号

令和 5 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒（以下「病気療養児」という。）に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところです。

先般、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「小・中学校等」という。）において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（以下「同時双方向型授業配信」という。）の指導要録上の出欠の取扱いについて、弾力化を図ってきたところです。

一方、病気療養児については、同時双方向型授業配信のみでは、時々の病状や治療の状況により教育機会の保障として十分でない可能性があります。

そこで、この度、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、児童生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業配信の方式（以下「オンデマンド型授業配信」という。）を含む、ICT 等を活用した学習活動を行った際の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いします。

なお、ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動のことを指します。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

なお、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成 30 年 9 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

## 記

### 第 1 趣旨

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があります。それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円満な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとしている。

しかし、病気療養児については、その時々々の病状や治療の状況によりリアルタイムで授業を受けることが困難な場合があります。同時双方向型授業配信のみでは教育機会を十分に保障できない可能性がある。このような児童生徒に対して、「第 2 指導要録上の取扱い等」及び「第 3 留意事項」に記載の事項等を踏まえた上で、病院や自宅等において ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

### 第 2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

なお、ICT 等を活用した学習活動を行うに当たっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）、小・中学校の設置基準及び学習指導要領等の関係法令の規定に留意して行う必要があること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者である

必要があること。

- (2) 同時双方向型授業配信において、配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童生徒の合計数は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程にあっては、小学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 14 号）第 4 条及び中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）第 4 条の規定を踏まえ、原則として 40 人以下とすること。特別支援学校の小・中学部にあっては、特別支援学校設置基準（令和 3 年文部科学省令第 45 号）第 5 条の規定を踏まえ、6 人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編成する場合にあっては、3 人）以下を標準とすること。
- (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第 34 条（同法第 49 条、第 49 条の 8、第 70 条第 1 項、第 82 条において準用する場合を含む。）の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日付け 26 文科初第 1257 号文部科学省初等中等教育局長通知）等に基づき、適切に対応すること。なお、小・中学校等のうち、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にあっては、同法附則第 9 条の規定にも留意すること。

### 第 3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- 2 病気療養児の学習場面においては、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。
- 3 ICT 等を活用した学習活動を行うに当たっては、以下のような事項について配慮すること。
  - (1) 教師と病気療養児が、互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態等を踏まえ、音声や文字のみによるやりとりも可能であること。
  - (2) 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること。
  - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ病気療養児にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

- (4) 病気療養児が ICT 等を活用した学習活動に係るシステムを利用するに当たって必要な支援を行うこと。
  - (5) 病気療養児の体調の変化等に留意し、ICT 等を活用した学習活動を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。
- 4 オンデマンド型授業配信を行うにあたっては、以下のような事項について留意すること。
- (1) ICT 等を活用した学習活動を実施する場合、原則として、同時双方向型授業配信を実施すること。当該児童生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能であること。
  - (2) 当該児童生徒がオンデマンド型授業配信による学習を円滑に進めることができるよう、ICT 機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
  - (3) オンデマンド型授業配信の実施の可否については、当該児童生徒の学齢や発達段階、家庭や医療機関等との連携状況等を踏まえ、学校において適切に判断すること。実施後も児童生徒の授業時の様子等について、保護者、医療機関等より適宜情報を得ること。
  - (4) 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。なお、効果的なオンデマンド型の授業の在り方については、令和5年度より文部科学省において調査研究を行う予定であること。
  - (5) グループ活動や演習等、教師と児童生徒、児童生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、教師や児童生徒と同時双方型により接続されていることが必要であることから、オンデマンド型授業配信によらないこと。
- 5 配信側の教室等において実施している授業を配信する場合だけでなく、配信を行う場所には教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいない場合も ICT 等を活用した学習活動に含まれること。
- 6 ICT 等を活用した学習活動と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと。その際、病気療養児の心理面に配慮し、学習意欲が向上するような支援も実施すること。なお、病気療養児の状態等により訪問することが難しい場合は、インターネット等のメディアを利用して行うことも考えられること。

7 本取扱いにおける病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動は、原則として「学校の管理下」ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）による災害共済給付の対象とならないが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）で定める「学校の管理下」の範囲において、学校が受信側に教職員や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者などの安全管理を行う者を配置することにより、病気療養児が、当該校の指示、監督の下で ICT 等を活用した学習活動を受けていると認められる場合は、給付の対象になり得るため、具体の事例については必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会されたいこと。

8 このほか、以下の通知についても参照すること。

- ① 高等学校段階におけるインターネット等のメディアを利用した授業等について
- ・「高等学校段階の病気療養中等の生徒のオンデマンド型授業に関する改正について（通知）」（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 文科初第 2563 号文部科学省初等中等教育局長通知）
  - ・「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号文部科学省初等中等教育局長通知）
  - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 2 年 5 月 15 日付け 2 文科初第 259 号文部科学省初等中等教育局長通知）
  - ・「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（令和元年 11 月 26 日付け元文科初第 1114 号文部科学省初等中等教育局長通知）
  - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ② 病気療養児に対する教育について
- ・「病気療養児に対する教育の充実について」（平成 25 年 3 月 4 日付け 24 初特支第 20 号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）
  - ・「病気療養児の教育について」（平成 6 年 12 月 21 日付け文初特第 294 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ③ ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号初等中等教育局長通知）

特に、入院等により特別支援学校等に一時転学等している児童生徒に対し、復籍を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に通学していた学校が転学先の特別支援学校等と連携し、交流及び共同学習などの取組を行うことは有効であると考えられること。

- 9 病気療養児の教育に当たり、当該学校等及びその設置者は、保護者、医療機関等との十分な連携体制を確保し、当該児童生徒の病気の種類や病状等に応じた適切な指導、緊急時の対応等について、医療機関、特別支援学校等から必要な助言・指導を得るようにすることが望ましいこと。

なお、病院を退院後も、引き続き、治療や生活規制のため通学が困難な場合、入退院を頻繁に繰り返す場合等においても、当該児童生徒の状況に応じ、継続して教育が行われるよう、当該学校等及びその設置者は、保護者、医療機関等との十分な連携体制を確保するようにすること。

#### 第4 指導要録における記載等

- 1 本通知に沿って病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行い、指導要録上出席扱い等とする場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。
- 2 その他、指導要録における記載等については、引き続き、「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 28 年 7 月 29 日付け 28 文科初第 604 号文部科学省初等中等教育局長通知）によることとする。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援第二係

TEL:03-5253-4111 (内線 3257)

4文科初第2563号  
令和5年3月30日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
藤原章夫

高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に  
関する改正について。(通知)

この度、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき、全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）が履修させることができる授業について定める件（平成27年文部科学省告示第92号）の一部を改正する告示（令和5年文部科学省告示第37号）が、令和5年3月30日に公布され、令和5年4月1日に施行されることとされました。

改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

## 記

### 1 改正の趣旨

高等学校等に在籍する疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校

を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）の遠隔教育については、その教育機会の保障の観点から、平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化するとともに（学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号。以下「施行規則」という。）第88条の3及び平成27年文部科学省告示第92号）、文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することを可能としている（学校教育法施行規則第86条）。また、当該特例校制度においては、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業（以下「オンデマンド型の授業」という。）を実施できることとしている（27文科初第289号）。

こうした中、令和3年度より実施している高等学校段階における同時双方向型の授業に関する調査研究等において、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業に出席したくてもできない場合があることが明らかになっている。

前述のとおり、現行制度においては、病気療養中等の生徒は、施行規則第88条の3に基づき、同時双方向型の授業を受けることができるが、オンデマンド型の授業を受けることは特例校でのみ認められている状況である。

本改正は、こうした背景を踏まえ、病気療養中等の生徒について、特例校制度に抛らずともオンデマンド型の授業を実施できるようにするものである。

## 2 改正の内容

施行規則88条の3のメディアを利用して行う授業について規定している平成27年文部科学省告示第92号（以下「告示」という。）を改正し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、同時双方向型であることを要しないこととし、オンデマンド型の授業で実施することを可能とすることとする。

具体的には、告示に第2項を新設し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、高等学校等が認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、同時かつ双方向であることを要しない旨規定する。

## 3 留意事項

施行規則第88条の3の規定の運用にあたっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（27文科初第289号）及び「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（27文科初第1818号）に定める他、以下のとおりであること。

- (1) 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、同時双方向型の授業を原則とすること。当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等

から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが可能であること。

(2) 生徒が疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席する状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととする。

(3) オンデマンド型の授業を行うに当たっては、以下のような事項について留意すること。

- ① 当該生徒がオンデマンド型の授業による学習を円滑に進めることができるよう、ICT 機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
- ② グループ活動や演習等、教師と生徒、生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと。
- ③ 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、オンデマンド型の授業を実施した場合においても、各教科・科目等の特性に応じ、対面による授業を相当の時間数行う必要があること。
- ④ 改正後の告示第 2 項の生徒においては、施行規則第 88 条の 3 に規定する多様なメディアを高度に利用して行う授業について、施行規則第 96 条第 2 項及び第 133 条第 2 項のただし書きの対象のものになるものであること。
- ⑤ オンデマンド型の授業による指導を行うに当たっては、病気療養中等の生徒が本人の病状や治療の状況により授業を受けることが困難となっている実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること、生徒の学習状況に合わせた習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと。
- ⑥ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。なお、より効果的なオンデマンド型の授業の在り方については、令和 5 年度より文部科学省において調査研究を行う予定であること。

(4) 特別支援学校の高等部における、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒に対

する通信により行う教育について、27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（平成 27 年 4 月 24 日）により、オンデマンド型の授業によるものは、全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の 2 分の 1 未満とされているところであるが、同時双方向型の授業の受信が難しい場合に限る今回の制度改正を踏まえ、本通知をもって廃止する。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援二係

TEL:03-5253-4111（内線 3257）

県内特別支援学校一覧

参考資料 10

障害種別	設置者	学校名	所在地 (電話番号) (FAX番号)	設置学部 (学科)	関連福祉 施設等	備考	
視覚障害	県	盲学校	〒780-0926 高知市大膳町6番32号 TEL 088-823-8721 FAX 088-873-9643	幼、小、中 高(普通科、保健医療科) 高専(医療科)			
聴覚障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78番地 TEL 088-823-1640 FAX 088-823-1752	幼、小、中 高(普通科、産業技術科) 高専(産業技術科)			
知的 障 害	県	山田特別支援学校 (本校)	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361番地 TEL 0887-52-2195 FAX 0887-52-0031	小、中、高(普通科)	知的障害児 施設 南海学園		
		田野分校	〒781-6410 安芸郡田野町1203-4 TEL 0887-38-8850 FAX 0887-38-2603	小、中、高(普通科)			
		日高特別支援学校 (本校)	〒781-2151 高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889-24-5306 FAX 0889-24-5308	小、中、高(普通科)			
		高知みかづき分校	〒780-0972 高知市中万々88番地 TEL 088-823-2021 FAX 088-823-2034	高(普通科)			
	高知しんぼんまち分校	〒780-0062 高知市新本町2丁目13番51号 TEL 088-873-0088 FAX 088-855-5156	中、高(普通科)				
	市	高知市立 高知特別支援学校	〒780-0945 高知市本宮町125番地 TEL 088-843-0579 FAX 088-840-9796	小、中、高(普通科)			
	国	高知大学教育学部 附属特別支援学校	〒780-8072 高知市曙町2丁目5番3号 TEL 088-844-8450 FAX 088-844-8458	小、中、高(普通科)			
私	特別支援学校 光の村土佐自然学園	〒781-1154 土佐市新居2829 TEL 088-856-1069 FAX 088-828-6570	中、高(普通科) 専(普通科)	知的障害児 (者)施設 わかぎ寮 (たかぎ寮)			
肢体不自由	知的障害	県	中村特別支援学校	〒787-0010 四万十市古津賀3091 TEL 0880-34-1511 FAX 0880-34-1625	小、中、高(普通科)	知的障害児 施設 わかふじ寮	
肢 体 不 自 由	県	高知若草特別支援学校 (本校)	〒781-0303 高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088-894-5335 FAX 088-894-2965	小、中、高(普通科)			
		子鹿園分校	〒780-8081 高知市若草町10番26号 TEL 088-844-1837 FAX 088-844-6847	小、中、高(普通科)	療育福祉 センター		
		土佐希望の家分校	〒783-0022 南国市小籠105 TEL 088-863-3882 FAX 088-863-5454	小、中、高(普通科)	土佐希望の家 医療福祉 センター		
病 弱	県	高知江の口特別支援学校 (本校)	〒780-8031 高知市大原町120番地5 TEL 088-802-5577 FAX 088-802-5588	小、中、高(普通科)	高知県 心の教育 センター		
		高知大学医学部 附属病院分校	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 TEL 088-866-8624 FAX 088-866-8625	小、中	高知大学 医学部 附属病院	病院内 設置	
肢体不自由	病弱	県	国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1丁目2番25号 TEL 088-843-1819 FAX 088-844-6651	小、中、高(普通科)	重症心身 障害児施設 国立病院機構 高知病院	

県立特別支援学校(本校7校、分校7校/計14校)

## 就学事務の手引

---

昭和62年2月 初版

平成元年10月 改訂

平成5年5月 改訂

平成11年3月 改訂

平成15年4月 改訂

平成28年3月 改訂

令和2年4月 改訂

令和4年8月 改訂

令和7年4月 改訂